

昭和三十五年法律第三十六号

関税暫定措置法

(趣旨)

この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、

関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の暫定的特例を定めるものとする。

(暫定税率)

別表第一に掲げる物品で令和七年三月三十日までに輸入されるものに課する関税率の率は、同表に定める税率とする。

別表第一の三に掲げる物品で令和七年三月三十日までに輸入されるものに課する関税率の率は、同表に定める税率とする。

(航空機部分品等の免税)

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、令和八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(航空機に使用する部分品)

税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する

(宇宙開発の用に供する物品)

人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これら打上げ及び追跡に使用する装置その他

(素材)

四 税關長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材

第五条から第七条の二まで 削除

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急閑税)

第七条の三 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を

同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表(以下「告示等」という。)をする数量(以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。)を

超えた場合には、当該各項に掲げる物品につい

て、その超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第六号及び第八項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、関税定率法

第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかるわらず、同法別表に定める税率(別表

一の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲

等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号

の二の(二)及び(三)、第一九〇一・二〇号の(二)の(二)並びに第一九〇一・九〇号の一の

Dの(a)並びに第一九〇一・九〇号の二の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉

九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一一〇〇一・二〇号の(二)のB、C及び

連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(経済連携協定原産品を除く)。第八項における輸入数量

に合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を

超えた場合に限る。

前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 関税定率法別表第一〇四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第一〇四〇二・二九号並びに第一〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げる

ミルク及びクリーム、同表第一〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム

等、同表第一〇四〇四・一〇号の一に掲げるホ

エイ及び調製ホエイ並びに同表第一〇四〇五・

一〇号、第一〇四〇五・二〇号及び第一〇四〇

五・九〇号に掲げるミルクから得たバターそ

の他の油脂及びデイリースプレッドのうち、

独立行政法人農畜産業振興機構が畜産經營の

安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八

三号)第十七条第一項に規定する数量の範

圍内で輸入するもの及び同条第二項に規定す

る農林水産大臣の承認を受けた輸入するもの

連携協定(一般協定第二十四条8(b))に規定す

る自由貿易地域を設定するための措置その他

貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的

に講ずることにより我が国と我が国以外の締約

国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する

その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税關長が認めたもの(以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。)に係る輸入数量及び同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表(以下「告示等」という。)をする数量(以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第六号及び第八項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、関税定率法

三

第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかるわらず、同法別表に定める税率(別表

一の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲

等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号

の二の(二)及び(三)、第一九〇一・二〇号の(二)の(二)並びに第一九〇一・九〇号の一の

Dの(a)並びに第一九〇一・九〇号の二の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉

九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一一〇〇一・二〇号の(二)のB、C及び

連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(経済連携協定原産品を除く)。第八項における輸入数量

に合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を

超えた場合に限る。

前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 関税定率法別表第一〇四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第一〇四〇二・二九号並びに第一〇四〇二・九九号の二の(二)のA及び

二の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び

一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一一〇〇六・四〇号の二の(二)及び第一一〇〇六・四〇号の三に掲げる米粉、同表第一一〇〇六・二〇号の二の(二)及び第一一〇〇六・三〇号

の二の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇〇六・二〇号の二の(二)及び第一一〇〇六・三〇号

に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一一〇三・一一号、第一一〇三・一九号の二の(二)及び三に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一一〇〇一・二〇号の(二)のB、C及び

一九〇一・二〇号の(二)の(二)及び(三)に掲げる

一九〇一・二〇号の二の(二)及び第一一〇〇四・

九〇号の二の(二)に掲げる穀物等の調製食料品並びに第一一九〇一・九〇号の二の(二)のA及び

一九〇一・二〇号の二の(二)及び第一一九〇一・九〇号の二の(二)の(二)の(二)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一一九〇四・一〇号の二の(二)及び第一一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる穀粉等の調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(第三十一条)の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令

に掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(第三十一条)の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令

で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもの

五 関税率法第九条第一項第二号（緊急関税率等）の規定による措置その他の一般協定第十九条（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（第七条の六第二項第二号において「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表の一五下この項及び次項において単に「前年」といいう。）までの過去三年間における各年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において單に「前年」といいう。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分

の一に相当する数量（次号及び第三号において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量に百分の百十を乗じて得た数量））

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量に百分の百十を乗じて得た数量））

4 第一項及び第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する輸入数量は、関税率法第二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

5 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和六年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び総合国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超過した場合（令和六年度においては、第一項に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日にについてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

6 前項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量（經濟連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の特

の一に相当する数量（次号及び第三号において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合は、当該年度の初日の属する年の前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一を乗じて得た数量とする。

7 第一項及び第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する輸入数量は、関税率法第二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和六年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び総合国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超過した場合（令和六年度においては、第一項に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日にについてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

9 別表第一の七に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他の用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指

する物品にあつては、関税率法第四条から四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。」が発動基準価格（昭和六十二年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出出した関税の額に相当する額に、次のみ替えるものとする。

10 第一項及び第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する輸入数量は、関税率法第二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

11 第一項及び第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する輸入数量は、別表第一の六に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他の用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指

定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。

第七条の五 削除

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度中の関税率別表第一〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る）、同表第一〇二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第一〇一〇三・一九号の二、第二〇二〇三・一一号の二、第二〇二〇三・二二号の二及び第二〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇二〇六・三三号の二の二及び第二〇二〇六・四九号の二の二に掲げる豚のくず肉、同表第一〇二一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに第一〇一〇二号の二及び第一〇二一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の二に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という）の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項及び第五項において「輸入基準数量」という）を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（次項第一号及び第五項において「発動日」という）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間内に輸入されるものに課する数量）を超えた場合（令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該年度中の豚肉等の輸入数量（令和六年度においては、当該年度の初日から毎月末までに輸入される数量）が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該年度中の豚肉等の輸入数量（令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間内に係る数量）を超えた場合（令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）が、あらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

2 一 輸入に係る豚肉等が発動日前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合

3

二 豚肉等について関税率別表第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

第七条の三第四項の規定は、輸入基準数量又は協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは、「第七条の六第一項に規定する豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間内に係る輸入数量）とあるのは、各年の国内消費量（政令で定める日前の期間に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは、「各年の国内消費量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。」と読み替えるものとする。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率法別表に定める税率（第一条の税率の適用があるときは、その適用される税率）及び協定税率のうちいちずか低いもの（以下「実行税率」という。）の範囲内において関税率を引き上げること。

三 前項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定に記載された期間を延長することができる。

四 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとった場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところによると、当該貨物以外の貨物で譲許がされないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

五 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要な結果が第一項の規定による措置の補償又は我が国以外の締約国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第一号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。）貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができ

う。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがある事実（第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第一号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。）貨物及び期間を指定し、次の措置をとができる。

六 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必

要があると認めるときは、これらの事実の有無について調査を行うものとする。

七 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要な結果が第一項の規定による措置の補償又は我が国以外の締約国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第一号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。）貨物及び期間を指定し、次の措置をとができる。

八 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定による措置がとられた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられた期間内において関税率を引き上げること。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率を引き上げること。

三 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率を引き上げること。

四 経済連携協定の我が国以外の締約国（第十二条の四において「協定締約国」という。）における特定の種類の貨物（当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」とい

第七条の六 経済連携協定に基づく関税の緊急措置

(経済連携協定に基づく関税の譲許)

第七条の七 経済連携協定に基づく関税の譲許

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

前項において單に「譲許」という。)による特定期の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定による措置がとられた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により課された関税が課されたものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国際貿易及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

11 前各項に定めるものほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）

第七条の八 修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めとすることにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間）において、政令で定める実行税率及び該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実行税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めが

2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては政令で定める日とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては同日とする。）からその年度の毎月末までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間について当該発動期間の開始日の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用に關する必要な技術的読替えは、政令で定める。

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正）

第六条の九 讓許適用物品である関税定率法別表第一〇一〇・二九号の二の（二）に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格（経済連携協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。）を下回るもの（第二号において「譲許修正物品」という。）に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率

二 当該経済連携協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

（経済連携協定に基づく報復関税）

第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るために必要な実行税率

2 あると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び閑税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき閑税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による閑税を課すことができる。

3 財務大臣は、前項に基づき閑税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による閑税を課すため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、閑税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき閑税の税率について意見を求めることができる。

4 3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、令和八年三月三十日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(閑税定率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税閑長の承認を受けたときは、一年を超えて税閑長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の閑税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その閑税を軽減することができる。

一 閑税定率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外表面が革製又はコンポジションレザー製のもの並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税定率法別表第五十七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。
(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第一に掲げるものの同表に定める税率

二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているもの（のを除く。）同法別表に定める税率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率）及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）無税

前項の規定にかかわらず、一の特惠受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特惠受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合において

ては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることができる。（別表第一に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これららの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（特恵関税等の適用の停止）

第八条の三 特恵受益国等（特別特恵受益国を除く。）を原産地とする前項第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特恵受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているもの（以下「同項の規定」とあるのは、「同条第一項又は第三項の規定」と読み替えるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。）

（特恵受益国等原産品であることの確認）

第八条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特恵関

税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 特恵受益国等の権限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関して権限を有する機関をいう。以下この項において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにすらかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者又は生産者の事務所その他必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

四 特恵受益国等の権限ある当局に對し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

五 第一項第四号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該請求を拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき、又は当該通知に対する回答をしないとき。

六 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

（暫定税率の適用）

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用について、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関税暫定措置法第二条、第七条の三第三項、第七条の四第一項、第七条の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とする。

2 関税定率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められ、その数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるもの（次項に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないものとする。

（特恵受益国等原産品であることの確認）

第八条の六 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特恵受益国等原産品であることの確認）

二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該請求を拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき、又は当該通知に対する回答をしないとき。

六 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

（暫定税率の適用）

第八条の七 加工又は修繕（政令で定めるもの）を除く。のため本邦から経済連携協定の我が国外への締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超える税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他の前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（經濟連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）

第八条の八 加工又は修繕（政令で定めるもの）を除く。のため本邦から経済連携協定の我が国外への締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超える税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

3 定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

の更正の請求」とあるのは「その請求」と、
「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。
(経済連携協定に基づく締約国原産品であること
との確認)

第十二条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物
について、経済連携協定の規定に基づき關稅の
譲許の便益を適用する場合において、当該貨物
が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約國
の原産品とされるもの（以下この項において
「締約国原産品」という。）であるかどうかの確
認をするために必要があるときは、当該経済連
携協定の規定に基づき、次に掲げる方法により
その確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が
締約国原産品であることを明らかにする資料
の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局（協定締約国か
ら輸出される貨物が締約国原産品であること
を証明する書類の発給又は当該書類の作成を
することができる者の認定に関して権限を有
する機関をいう。第四号において同じ。）、協
定締約国の税關当局（關稅法、關稅定率法そ
の他の関稅に関する法律に相当する協定締約
國の法令を執行する当局をいう。）又は当該
貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨
物について質問し、又は当該貨物が締約国原
産品であることを明らかにする資料の提供を
求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者
の事務所その他の必要な場所において、その
者の同意を得て、実地に書類その他の物件を
調査させる方法

四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協
定締約国との権限ある当局が当該貨物の輸出者
又は生産者の事務所その他の必要な場所にお
いて行う検査に、その者の同意を得て、我が
國の税關職員を立ち会わせ、及び当該検査に
おいて収集した資料を提供することを求める
方法

五 その他当該経済連携協定に定める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は
求めを受けた者が当該質問に対する回答又は當
該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を
定めて、書面をもつてするものとする。

3 税關長は、その職員に第一項第三号の調査を
させようとするときは、経済連携協定の規定に
基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれ
を定めて、書面をもつてするものとする。

4 進的協定第四章（織維及び織維製品）附屬書四
一 A（織維及び織維製品の品目別原產地規則）
に掲げる品目に該当する貨物について第一項第
三号の調査をさせようとする場合において、當
該調査の対象となる貨物に係る申告の内容そ
の確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が
締約国原産品であることを明らかにする資料
の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局（協定締約国か
ら輸出される貨物が締約国原産品であること
を証明する書類の発給又は当該書類の作成を
することができる者の認定に関して権限を有
する機関をいう。第四号において同じ。）、協
定締約国の税關当局（關稅法、關稅定率法そ
の他の関稅に関する法律に相当する協定締約
國の法令を執行する当局をいう。）又は当該
貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨
物について質問し、又は当該貨物が締約国原
産品であることを明らかにする資料の提供を
求める方法

三 第一項第二号の質問又は求めを行つた場合
において、当該質問又は求めを受けた者が、
第二項の規定により定めた期間内に、当該質
問に対する回答若しくは当該求めに係る資料
の提供をしないとき、又は当該質問に対する
回答若しくは当該求めに対し提供した資料が
十分でないとき。

四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若し
くは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は
前項の規定により定めた期間内に当該求めに
対する回答をしないとき、当該求めに係る資
料の提供をしないとき、又は当該求めに対し
提供した資料が十分でないとき。

五 第一項第四号の求めを行つた場合におい
て、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、
前項の規定により定めた期間内に当該求めに
対する回答をしないとき、当該求めに係る資
料の提供をしないとき、又は当該求めに対し
提供した資料が十分でないとき。

六 その他経済連携協定に定める事項に該当す
るとき。

4 進的協定第四章（織維及び織維製品）附屬書四
一 A（織維及び織維製品の品目別原產地規則）
に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、關
稅行為を容易にし、当該貨物が環太平洋包括的及
び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及
び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及
び先進的協定の原産品とされるものであるかど
うかの把握を困難にするおそれがあると認める
ときは、前項の規定にかかるわらず、同項の規定
による通知を要しない。

5 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求
めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を
定めて、書面をもつてするものとする。

6 税關長は、次の各号のいずれかに該当する場
合においては、経済連携協定の規定に基づき關
稅の譲許の便益の適用を受けようとする貨物に
ついて、当該経済連携協定の規定に基づき、當
該譲許の便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受ける
ための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の
適用を受けるために必要な手続をとらないと
き。

三 第一項第二号の質問又は求めを行つた場合
において、当該質問又は求めを受けた者が、
第二項の規定により定めた期間内に、当該質
問に対する回答若しくは当該求めに係る資料
の提供をしないとき、又は当該質問に対する
回答若しくは当該求めに対し提供した資料が
十分でないとき。

四 第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号
の調査を拒んだとき、又は当該質問に対する
回答若しくは当該求めに対し提供した資料が
十分でないとき。

五 第一項第四号の求めを行つた場合において、
協定締約国が、当該求めを拒んだとき、
前項の規定により定めた期間内に当該求めに
対する回答をしないとき、当該求めに係る資
料の提供をしないとき、又は当該求めに対し
提供した資料が十分でないとき。

7 税關長は、第一項の規定による確認をしたと
するかどうかを回答すべき相当の期間を定め
て、書面によりその旨を通知するものとする。

結果の内容（その理由を含む。）を当該確認の
相手方となつた者（当該経済連携協定に定める
者に限る。）に通知するものとする。

（環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査）

第十二条の五 税關長は、環太平洋包括的及び先
進的協定第四章（織維及び織維製品）附屬書四
一 A（織維及び織維製品の品目別原產地規則）
に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、關
稅法、關稅定率法その他の関稅に関する法律に
違反する行為があると疑うに足りる事実がある
場合において、その事実の確認をするために必
要があるときは、環太平洋包括的及び先進的協
定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸
出者又は生産者の事務所その他の必要な場所に
おいて、その者の同意を得て、実地に書類その
他の物件を調査させることができる。

2 前項第三項及び第四項の規定は税關長がその
職員に前項の調査をさせようとする場合につ
いて、同条第七項の規定は前項の確認をした場合
について、それぞれ準用する。この場合におい
て、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産
者又はこれらの方が所在する協定締約国」とあ
るのは「次条第一項の輸出者又は生産者」と、
同条第四項中「当該貨物が環太平洋包括的及び
先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び
先進的協定の原産品とされるもの」とあるのは
「関稅法、關稅定率法その他の関稅に関する法
律に違反する行為」と読み替えるものとする。

（国際物流拠点産業集積地域に係る課稅物件の
確定に関する特例）

第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律
第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域
等）の規定により許可を受けた総合保税地域又
は同様の規定により許可を受けた保税工
場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業
集積地域における事業の認定）の認定（同項第
二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受け
た者がした關稅法第六十一条の五第一項（保税
工場の許可の特例）の規定による届出により同
条件第二項の規定により同法第五十六条第一項
(保税工場の許可)の許可を受けたものとみな
される場所で、当該認定に係る事業の用に供す
る沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際
物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に
規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定め
られた同法第四十一条第二項第二号（国際物流
拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流
拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施
設に係るもの）における關稅法第五十
六条第一項に規定する保税作業による製品であ
る外國貨物が令和七年三月三十一日までに輸入
される場合において、同法第七条第二項（申
告）の規定により提出される輸入申告書又は同
法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する
特例申告書に、当該貨物に係る關稅の確定につ
いて同法第四条第一項本文（課稅物件の確定の
時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があ
るときは、当該貨物に係る關稅の確定について
は、同項第二号に係る同項ただし書の規定にか
わらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を
考慮して同項の規定を適用することを適當とし
ない貨物として政令で定める貨物については、
適用しない。

（沖縄県から出城をする旅客の携帶品に係る關
稅の免除）

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦
の地域へ出城をする旅客が、個人的用途に供す
るため、政令で定める金額の範囲内で、政令で
定めるところにより税關長の承認を受けた小売
業者から購入した沖縄振興特別措置法第二十六
条（輸入品を携帶して出城する場合の關稅の免
除）に規定する物品であつて、同条に規定する
旅客ターミナル施設等において輸入するもの
（当該出城の際に携帶して移出するものに限る
）。については、令和九年三月三十一日までの
間、その関稅を免除する。

2 前項の規定により關稅の免除を受けた物品に
ついて、個人的用途以外の用途に供された場合
又は同項に規定する出城の際に携帶して移出さ
れた場合には、同項の規定により免除を受
けた關稅を、直ちに徴収する。

3 税關長は、第一項の承認を受けた小売業者が
關稅法その他關稅に関する法令の規定に違反し
た場合には、その承認を取り消すことができ
る。

4 第一項の規定による關稅の免除の手続その他
前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令
で定める。

（税關職員の権限）

第十五条 關稅法第五十五条第一項第五号（税關職
員の権限）の規定は、第四条の規定により關稅
の提供をしないとき、又は当該求めに対し
提供した資料が十分でないとき。

2 前項の規定による關稅の免除の手續その他
前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令
で定める。

3 税關長は、その職員に第一項第三号の調査を
させようとするときは、経済連携協定の規定に
基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれ
を定めて、書面をもつてするものとする。

4 第一項の規定による關稅の免除の手續その他
前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令
で定める。

を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第九条第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十条の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第十八条 法第一百五条第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯則事件の調査及び処分)

第十九条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附 則 (昭和三十六年三月三一日法律第二号) 抄
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月三一日法律第五号) 抄
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第六号) 抄
この法律は、昭和四〇年七月一日から施行する。ただし、第三条中次の各号に掲げる関税規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第三〇号) 抄
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第三八号) 抄
この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年三月三一日法律第六号) 抄
この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年五月二七日法律第一号) 抄
(施行期日)
この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年三月三〇日法律第五号) 抄
この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和四四年三月三一日法律第七号) 抄
(施行期日)
この法律は、昭和四四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月三一日法律第六号) 抄
この法律は、昭和四七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月三一日法律第六号) 抄
この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月二七日法律第一二五号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四七年一月一五日法律第一七号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三一日法律第一七号) 抄
この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和四八年三月三一日法律第四号) 抄
この法律は、昭和四八年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和四九年三月三〇日法律第一六号) 抄
この法律は、昭和四九年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

1 第十七条第三項、第十七条の二第二項、第十八条第一項及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八条、第十一条及び第一百七十七条の改正規定並びに同法に第一百十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

2 第二条中第七条の七の次に一条を加える改正規定 昭和四十五年七月一日

附 則 (昭和四六年三月三一日法律第二六号) 抄
この法律は、昭和四六年十月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

1 第七条の七に一項を加える改正規定、第八条の二の改正規定(同条第二項の改正規定を除く)、同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定(別表第二から別表第四までに係る部分に限り)、第七条の八第一項の改正規定(「三百円」を「五百円」に改める部分に限る)、昭和四十六年十一月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

2 第七条の八第一項の改正規定(「三百円」を「五百円」に改める部分に限る)、昭和四十六年十一月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

3 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四七年三月三一日法律第六号) 抄
この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四七年五月二五日法律第五七号) 抄
この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年五月二五日法律第五七号) 抄
この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五〇年三月三一日法律第一七号) 抄
この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

2 第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

号附則
抄(昭和五年一月九日法律第

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行す

附則（昭和五一年三月三一日法律第六号）

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第

物品については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

定により関税の軽減若しくは免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・一〇九号の（一）若しくは第二七・一〇号の（四）に掲げる物品については、なお從前の例による。

第七条の二第二項若しくは第三項又は第七条の三第三項の規定により閑税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における閑税の還付については なお従前の例による。

の間に（改正後の）関税暫定措置法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者がこの法律の施行前に旧暫定法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には同年八月三十一日までの間に）改正後の関税暫定措置法第七条の第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「六百二十円」とあるのは、「五百三十円」として、これらの規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

(昭和五三年三月四日法律第五号)
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。) 及び第二条中関税暫定措置法別表第
五の改正規定(同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げ
る物品の税率に係る部分に限る。) 酒税法及

部を改正する法律（昭和五十二年法律第三十一号）第一条中酒税法第二十二条の改正規定が施行されることとなる日

に改める部分に限る。)、同法第八条の「第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定」こ

三 第二条中關稅暫定措置法第七条第一項の改正規定（第二号に係る部分に限る。）、同法第七条第四項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三第一項の改正規定（第二号に係る部分に限る。）、同法第七条の三第三

項の改正規定 同法第八条第一項の改正規定
並びに同法別表第一第二七・一九号の改正規定
定（同号の（2）に係る部分に限る。）及び
同法別表第一第二七・一〇号の改正規定（同
号の一の（四）のAの（1）及び（2）の
（i-i）、同号の一の（四）のBの（1）及び
（2）の（i）並びに同号の一の（四）のC
の（1）及び（2）の（i）に係る部分に限
る。）石油税法（昭和五十三年法律第二十五
号）の施行により保税地域から引き取られる
原油並びに重油及び粗油について石油税が課
されることとなる日

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号
第二条 (特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等)

の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第五の第二欄の（1）のDに掲げる物品こ

係る税率は「リットルにつき」、六〇〇円と、同表の第二欄の（2）のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三〇〇円と、同表の第二欄の（3）のGに掲げる物品に係る税率

二欄の（4）のDに掲げる物品に係る税率は、リットルにつき一三七円として、新暫定法第八条の五の規定を適用する。

とあるのは「六十四〇円」と新暫定法第七条第一項第一号又は第七条の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二条第一項又は第七条第一項第一号若しくは第七条の三第一項第一号の規定を適用する。

第五条 (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「暫定法」という。)第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品又は旧暫定法第十九条の二第一項の適用を受けた物品

法別表第一第二七・一〇号の一の(四)に掲げる
る物品については、なお従前の例による。
2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、
第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定
により関税の還付を受けることができる場合に

3
については、なお從前の例による。
附則第一条第三号に掲げる日から三月以内
(新暫定法第七条の二第一項の規定の適用を受
ける者が関税暫定措置法の一部を改正する法律
(昭和五十二年法律第十一号)附則第四項に規
定する同法による改正前の関税暫定措置法第七
条の二第三項の規定の適用を受けた者である場
合には四月以内)に新暫定法第七条第四項、第
七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定に
より関税の還付を受けることができる場合に該
当することとなつた場合における関税の還付に

（罰則に関する経過措置）
については、これらの規定中「五百三十円」とあるのは、「六百二十円」として、これらの規定を適用する。

五条第一項又は第二項の規定により從前の例によることとされる物品又は関税の還付に係ること

の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置）
　この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項第一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けに物品については、よう前例にこ

この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

定により従前の例によることとされる物品又は
関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条及び第十二条の改正規定、第二条中関税法第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条规定第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定（第六条から第八条まで、第九条第一項）を「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。一千九百七十九年四月十二日ジュネーヴで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について

の(A)に掲げる物品については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年三月三一日法律第一五号）

（施行期日）

第一条

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法別表）

第二条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年六月二〇日法律第八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のため

品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

附 則（昭和六一年三月三一日法律第一五号）

（施行期日）

第一条

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法別表）

第二条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年六月二〇日法律第八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のため

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 新暫定法第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等（新暫定法第七条第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。）に係る関税の還付について適用し、同日前に輸入された関税納付済み原油等をいう。以下同じ。）に係る関税の還付について適用する。

附 則（平成元年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法別表第一（A）第200-1・90号の改正規定、同表第二〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二一・〇三項中第二一〇三・二〇号を削る改正規定）

第三条 中間税暫定措置法別表第一（A）第二〇〇-1・九〇号の改正規定、同表第二〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二一・〇三項中第二一〇三・二〇号を削る改正規定

（施行期日）

第一条 この法律は、平成元年七月一日から施行する。

（関税暫定措置法別表第一（B）第二七一-一・二七一-一・四号の（2）の（i）若しくは第二七一-一・一九号の（1）の（i）に該当する物品について）

二 第三条 中間税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同表第二一・〇三項の六、第八条）を加える改正規定（（第七条の六、第八条）を加える部分に限る。）並びに附則第七条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

二 第三条 中間税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同表第二一・〇三項の六、第八条）を加える部分に限る。）並びに附則第七条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

二 第三条 中間税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同表第二一・〇三項の六、第八条）を加える部分に限る。）並びに附則第七条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

二 第三条 中間税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同表第二一・〇三項の六、第八条）を加える部分に限る。）並びに附則第七条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

一 及び二 略
三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日
イ から今まで 略
ヌ 附則第八十二条及び第八十三条の規定、（災害被害者に対する税金の減免、徵収猶予等に関する法律第十七条第一項若しくは第四項中「昭和六十年七月三十一日」とあるのは、「昭和六十年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。
並びに附則第八十六条から第百九条までの規定
び第百十一条から第百十五条までの規定

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

二 新暫定法第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等（新暫定法第七条第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。）に係る関税の還付について適用する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日
イ から今まで 略
ヌ 附則第八十二条及び第八十三条の規定、（災害被害者に対する税金の減免、徵収猶予等に関する法律第十七条第一項若しくは第四項中「昭和六十年七月三十一日」とあるのは、「昭和六十年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。

施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第八条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

附 則 (平成七年三月三一日法律第五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一報改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第一三〇八・四〇号に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一第一七一〇・〇〇号の二に掲げる物品

四 旧暫定法別表第一第一八二六・二一〇号に掲げる物品

業者がガスの製造に使用するもの

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係る同条の規定の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 第二条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。(関税暫定措置法の一報改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一報改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によっては、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成九年五月三〇日法律第六二号)抄

(第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則) 第五条 附則第十五条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) 第六条 附則第十九条の二の次に加える改正規定(同法第十八条の二を同法第十八号の七とし、同条の次に一条を加える改正規定(同法第十八条の二を同法第十九号の七とする部分を除く。)及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日)

(附則) 第七条 附則第二十条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第八条 附則第二十一条の規定は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一号)中沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)第十八条の二を加える改正規定(同法第十八条の二を同法第十九号の七とする部分を除く。)及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日)

(附則) 第九条 附則第二十二条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十条 附則第二十三条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十一条 附則第二十四条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十二条 附則第二十五条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十三条 附則第二十六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十四条 附則第二十七条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十五条 附則第二十八条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十六条 附則第二十九条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十七条 附則第三十条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十八条 附則第三十一条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十九条 附則第三十二条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十条 附則第三十三条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十一条 附則第三十四条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十二条 附則第三十五条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十三条 附則第三十六条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十四条 附則第三十七条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十五条 附則第三十八条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十六条 附則第三十九条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十七条 附則第四十条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十八条 附則第四十一条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第二十九条 附則第四十二条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第六号)抄

(第六号)抄

部分を除く。）、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号ニの改正規定及び同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項第三号の改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十三条第二項第一号の改正規定、同法第四十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定（「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」に改める部分及び同項の表の上欄中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（この規定により）を「（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により」に改める部分に限る。）、同法第一百五条第一項第四号の改正規定、同法第一百五十五条第五号の改正規定（この規定により）を「（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により」に改める部分を除く。）、同法第十一章第二節中第百三十七条の前に一条を加える改正規定、同法第一百三十七条の改正規定、同法第一百三十八条第一項の改正規定並びに同法第一百四十条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中關税率の暫定措置法第十一條第一項の改正規定及び同法第十三條の改正規定並びに附則第三条第一項、第五项及び第六项、附則第六条並びに附則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第

三 第五条中関税暫定措置法第七条の五第一項
第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の
改正規定、同法第七条の六第一項第一号及び
第二号の改正規定並びに同条第二項の改正規
定（輸入数量）の下に「（第八条の七第二項
の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入
数量を除く。第七項において同じ。）」を加え
る部分に限る。）経済上の連携の強化に関する
日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効
力発生の日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

三 第三条の規定、第五条中関税法第十二条の
二から第十二条の四までの改正規定、第七条
中同法第六十九条の二第一項に一号を加える
改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六
十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四
の改正規定、同法第六十九条の五の改正規
定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正
規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改
正規定、同法第六十九条の七の改正規定（
「前条第十項」を「第六十九条の六第十項
（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部
分を除く。）、同法第七十五条の改正規定（
「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改
める部分及び「同項第三号」の下に「及び第
四号」を加える部分に限る。）及び同法第一百
八条の四の改正規定（及び第三号）を「か
ら第四号まで」に改める部分及び「同号」を
「同項第三号及び第四号」に改める部分に限
る。）並びに第十条の規定並びに附則第三条
の規定及び附則第十三条の規定 平成十九年
一月一日

四から六まで 略

七 第一条中関税定率法第九条の改正規定、第
九条中関税暫定措置法第七条の八の改正規
定、

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の関税暫定措置法(次項において「旧暫定法」という。)第六条第一項又は第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の

(1)に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(1)及びBの(1)に掲げる物品

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年二月八日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律中第七条の十の次に一条を加える改正規定、第八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

○附 則 (平成一九年三月三一日法律第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十五条の二を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の二の改正規定、

同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第八条の四から第百九条の二までの改正規定、同法第一百三十三条の三から第一百四十三条までの改正規定、同法第一百四十四条の二の改正規定（同法第九号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第一百五十五条の改正規定、同法第一百五十五条の二の改正規定（該当する者は、「」の下に「一年以下の懲役又は」を加える部分に限る。）、同法第一百五十五条の改正規定、同法第一百六十六条から第一百八十七条までの改正規定及び同法第三百三十六条の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十二条中通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第六条の改正規定及び附則第十三条の規定 平成十九年六月一日

<p>(1) の（四）の改正規定並びに附則第十四 条の規定 平成十九年十月一日</p> <p>四 略</p> <p>第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条）を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。）及び同法第八条の六第四項の改正規定（「郵便物を受け取つた旨の通知」を「（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示」に改める部分に限る。）並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する附則第十条の規定及び附則第十二条の規定、法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>六 第五条 の規定及び附則第九条の規定、上との連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>第三条 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）第四条の規定による改正前の関税暫定措置法（第三項において「旧暫定法」という。）第八条の七第一項」と、同条第三項中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。</p> <p>第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前（政令への委任）</p> <p>第五条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成二〇年三月三一日法律第五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>

<p>一 及び二 略</p> <p>第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成二一年三月三一日法律第一四号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
--

<p>二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十一条の規定 平成二十四年一月一日</p> <p>一 略</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二〇年三月三一日法律第五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>

<p>一 略</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 （平成二三年三月三一日法律第七号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
--

○二 一	○四 一	○二 一	○四 一	○一 五	○一 四	○四 〇	○一 二	○四 〇	品について、一三三、九四〇トン (全乳換算数量とし、政令で定める ところにより換算するものとする。) を基準とし、前年度における輸入數 量、国際市況その他の条件を勘案し て政令で定める数量(以下この項、 第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、 第一八・〇六項、第一九・〇一項、 第二一・〇一項及び第二二・〇六項 において「その他の乳製品に係る共 通の限度数量」という。)以内のも のに限る。)
粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の一・五%以下の ものに限る。)	一減菌し、冷凍し又は保存に適す る処理をしたもの及び脂肪分が全重 量の一三%以上のクリーム(減菌 し、冷凍し又は保存に適する処理を したもの)を除く。)	一脂肪分が全重量の六%を超えて 量以内のもの	一減菌し、冷凍し又は保存に適す る処理をしたもの(うち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの)	一脂肪分が全重量の一〇%を超える もののうち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの	一減菌し、冷凍し又は保存に適す る処理をしたもの(うち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの)	一脂肪分が全重量の一%を超えて 量以下のもの	一減菌し、冷凍し又は保存に適す る処理をしたもの(うち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの)	一脂肪分が全重量の一〇%を超えて 量以下のもの	品について、一三三、九四〇トン (全乳換算数量とし、政令で定める ところにより換算するものとする。) を基準とし、前年度における輸入數 量、国際市況その他の条件を勘案し て政令で定める数量(以下この項、 第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、 第一八・〇六項、第一九・〇一項、 第二一・〇一項及び第二二・〇六項 において「その他の乳製品に係る共 通の限度数量」という。)以内のも のに限る。)
○四 〇	○四 一	○二 一	○四 一	○一 五	○一 四	○四 〇	○一 二	○四 〇	品について、一三三、九四〇トン (全乳換算数量とし、政令で定める ところにより換算するものとする。) を基準とし、前年度における輸入數 量、国際市況その他の条件を勘案し て政令で定める数量(以下この項、 第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、 第一八・〇六項、第一九・〇一項、 第二一・〇一項及び第二二・〇六項 において「その他の乳製品に係る共 通の限度数量」という。)以内のも のに限る。)
○四 一	○四 一	○二 一	○四 一	○一 五	○一 四	○四 〇	○一 二	○四 〇	品について、一三三、九四〇トン (全乳換算数量とし、政令で定める ところにより換算するものとする。) を基準とし、前年度における輸入數 量、国際市況その他の条件を勘案し て政令で定める数量(以下この項、 第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、 第一八・〇六項、第一九・〇一項、 第二一・〇一項及び第二二・〇六項 において「その他の乳製品に係る共 通の限度数量」という。)以内のも のに限る。)
五 %	五 %	二 %	二 %	五 %	五 %	二 %	二 %	五 %	品について、一三三、九四〇トン (全乳換算数量とし、政令で定める ところにより換算するものとする。) を基準とし、前年度における輸入數 量、国際市況その他の条件を勘案し て政令で定める数量(以下この項、 第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、 第一八・〇六項、第一九・〇一項、 第二一・〇一項及び第二二・〇六項 において「その他の乳製品に係る共 通の限度数量」という。)以内のも のに限る。)

(一) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第五条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けた輸入するもの

(二) その他のもののうち
この号の一の(2)並びに二の三
(二)の(2)及び(二)の(2)、五%
第〇四〇一・一二号の一の(1)及
び(二)の(2)並びに第〇四〇
二・二九号の二の(2)に掲げる粉
状、粒状その他の固形状のミルク及
びクリームについて、七四、九七三
トンを基準とし、当該年度における
国内需要見込数量、国際市況その他
の条件を勘案して政令で定める数量
(以下「この項において「学校等給食
用以外の脱脂粉乳に係る共通の限
度数量」という。)以内のもの

二 その他のもの

(二) 幼稚園、小学校、中学校（中
等教育学校の前期課程を含む）、義
務教育学校、夜間において授業を行
う課程を置く高等学校（中等教育学
校の後期課程を含む）若しくは特
別支援学校の幼児、児童若しくは生
徒、政令で定める児童福祉施設若し
くはこれに類する政令で定める施設
の児童又は児童福祉法（昭和二十
一年法律第一百六十四号）第六条の三第
九項、第一〇項若しくは第一二項に
規定する事業による保育を受ける児
童の給食用に供されるもの（以下
この項において「学校等給食用のも
の」という。）及び配合飼料のうち
政令で定めるものの製造に使用する
ためのもの（以下「この項において
「飼料用のもの」という。）

(1) 学校等給食用のもののうち
この号の二の(1)及び第〇四〇一・二
二号の二の(1)に掲
げる粉状、粒状その他の固形状のミ
ルク及びクリームのうち学校等給食
用のものについて、七、二六四トン
を基準とし、当該年度における國

<p>(二) その他のものうち学校等給食用に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けた輸入するもの</p> <p>(2) その他のもののうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(二) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(二) その他のもののうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けた輸入するもの</p> <p>(2) その他のもののうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>
<p>五 %</p>	<p>三 % ○% ○% 五 %</p>

エイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、この号の（一）の（二）の（2）の（i）の2及び（二）の（2）の（i）の2並びに第〇四〇四・九〇号の一の（二）の（2）、（二）の（2）及び（二）の（2）に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、「二五、〇〇〇トンを基準」とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号及び第〇四〇四・九〇号において「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	（二） その他のもの
（1） 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受け輸入するもの	（一） 独立行政法人農畜産業振興機
砂糖を加えたもの	（2） その他のもの
（1-i） その他のもの	（1-i） 無機質を濃縮したホエイのうち無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの砂糖を加えたもの
1 砂糖を加えたもののうち配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	2 その他のもののうち

○四・九〇	○四・九〇	配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内の乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のものその他のもの
一	一	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又是砂糖その他の甘味料を加えたもの
(二)	(二)	脂肪分が全重量の一・五%以下のもの
(1)	(1)	砂糖を加えたもののうち
		その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
(2)	(2)	その他のもののうち
		乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内の他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
(1)	(1)	砂糖を加えたもののうち
(2)	(2)	その他のもののうち
(1)	(1)	砂糖を加えたもののうち
(三)	(三)	脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの
(2)	(2)	その他のもののうち
乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一 ○% 五 %	三 ○% 五 %

一一〇ペレット
一一二小麦のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定による申込みに応じて輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	○二%
三とうもろこし又は米のもの	五%
(二)米のもののうち	二%
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	○二%
三とうもろこし又は米のもの	五%

〇一四
一一〇

その他の穀物のもの	
(一) 小麦又はライ小麦のもの	
(1) 小麦のもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	○二%
四大麦又は裸麦のもののうち	二%
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	○二%
二とうもろこし又は米のもの	五%

九四一
一一〇

その他の穀物のもの	
(一) 小麦又はライ小麦のもの	
(1) 小麦のもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	○二%
二とうもろこし又は米のもの	五%

〇七一〇一
一一七一
一〇一

この号のいつてないもののうち	
〇七・二〇号のいつた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの	一無税
麦芽(いつてあるかないかを問わない)。	〇%
政令で定める麦等のうち政令で定めることにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一無税
二とうもろこし又は米のもの	五%

○一 一 九 二 ○	○一 一 九 一 ○
（一）乳幼児用の調製品（小売用にしたるものに限る。）	として計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
（二）乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち	（二）乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものに限る。）
その他の乳製品に係る共通の限度数	（二）その他の乳製品に係る共通の限度数
量以内のもの	量以内のもの
（二）その他のもののうち	（二）その他のもののうち
第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地
一 谷粉、ミール又はでん粉の調製	一 谷粉、ミール又はでん粉の調製
食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く）、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製	食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）
○四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計	○四項までの物品の調製食料品（ミ

A	乳脂肪分が全重量の三〇%以下 のもののうち	その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの	B	その他のもののうち
二 五 %	二 五 %	二 五 %	二 五 %	二 五 %
(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはベレント又はん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケ)キミックス及び乳幼児用又は食餽療法用のものを除く。)	A 米産品 小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	B 米産品 小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む)が最大の重量を占めるもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る政令で定める米穀等のうち政令で定めることにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		

<p>(三) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同一法第三四条第一項第三号に規定する定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p> <p>(a) 小麦でん粉を含有するもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(b) その他のもののうち</p> <p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>五 二 % 六 % 一 % 五 二 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</td> <td>五 二 %</td> </tr> <tr> <td>小麦でん粉を含有するもののうち</td> <td>五 二 %</td> </tr> <tr> <td>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</td> <td>五 二 %</td> </tr> <tr> <td>砂糖を加えたもの</td> <td>五 二 %</td> </tr> </tbody> </table>	品目	五 二 % 六 % 一 % 五 二 %	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	五 二 %	小麦でん粉を含有するもののうち	五 二 %	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	五 二 %	砂糖を加えたもの	五 二 %
品目	五 二 % 六 % 一 % 五 二 %										
米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	五 二 %										
小麦でん粉を含有するもののうち	五 二 %										
でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	五 二 %										
砂糖を加えたもの	五 二 %										

○一・九九〇
その他のもの
る政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの
一 豆粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）
(二) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）
A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち
B その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
C 二 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

A	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けた輸入されるもの、米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けた輸入されるもの	二五%
B	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けた輸入されるもの	二五%

A	（a）小麦でん粉を含有するもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けた輸入されるもの	二五%
B	（b）その他のもの	二五%

A	（a）砂糖を加えたもの	一九・一
B	（b）その他のもの	一九・一
C	（i）砂糖を加えたもの	一九・一
D	（ii）その他のもの	一九・一
E	（iii）その他のもの	一九・一
F	（iv）その他のもの	一九・一
G	（v）その他のもの	一九・一
H	（vi）その他のもの	一九・一
I	（vii）その他のもの	一九・一
J	（viii）その他のもの	一九・一
K	（ix）その他のもの	一九・一
L	（x）その他のもの	一九・一
M	（xi）その他のもの	一九・一
N	（xii）その他のもの	一九・一
O	（xiii）その他のもの	一九・一
P	（xiv）その他のもの	一九・一
Q	（xv）その他のもの	一九・一
R	（xvi）その他のもの	一九・一
S	（xvii）その他のもの	一九・一
T	（xviii）その他のもの	一九・一
U	（xix）その他のもの	一九・一
V	（xx）その他のもの	一九・一
W	（xxi）その他のもの	一九・一
X	（xxii）その他のもの	一九・一
Y	（xxiii）その他のもの	一九・一
Z	（xxiv）その他のもの	一九・一

A	（二）大麦（裸麦を含む。）のもの	二二%
B	（○四項までの物品の調製食品品）	一九・一
C	（a）砂糖を加えたもの	一九・一
D	（b）その他のもの	一九・一
E	（i）砂糖を加えたもの	一九・一
F	（ii）その他のもの	一九・一
G	（iii）その他のもの	一九・一
H	（iv）その他のもの	一九・一
I	（v）その他のもの	一九・一
J	（vi）その他のもの	一九・一
K	（vii）その他のもの	一九・一
L	（viii）その他のもの	一九・一
M	（ix）その他のもの	一九・一
N	（x）その他のもの	一九・一
O	（xi）その他のもの	一九・一
P	（xii）その他のもの	一九・一
Q	（xiii）その他のもの	一九・一
R	（xiv）その他のもの	一九・一
S	（xv）その他のもの	一九・一
T	（xvi）その他のもの	一九・一
U	（xvii）その他のもの	一九・一
V	（xviii）その他のもの	一九・一
W	（xix）その他のもの	一九・一
X	（xx）その他のもの	一九・一
Y	（xxi）その他のもの	一九・一
Z	（xxii）その他のもの	一九・一

○六 ・ 九	二 一 〇	二 一 〇	二 一 〇	二 一 〇	二 一 〇
一 ミルクの天然の組成成分の含有量 の合計が乾燥状態において全重量の 三〇%以上の調製品	二 その他のも の (一) 砂糖を加えたもの	二 その他のも の (一) 砂糖を加えたもの	二 その他のも の 植物性たんぱくの調製品	二 その他のも の 植物性たんぱく質濃縮物及び纖維状にした たんぱく質系物質	二 その他のも の 砂糖を加えたもの (一) その他のもの 調製食品(他の項に該当するもの を除く。)
一 ミルクの天然の組成成分の含有量 の合計が乾燥状態において全重量の 三〇%以上の調製品(たんぱく質の 含有量が全重量の八〇%以上でその 成分中植物性たんぱくの重量が最大 のたんぱく質濃縮物のうち、小売用 の容器入りにしたもので一個の正味 重量が五〇〇グラム未満のものを除 く。)のうち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの	二 その他のも の (一) 砂糖を加えたもの	二 その他のも の (一) 砂糖を加えたもの	二 その他のも の 植物性たんぱくの調製品	二 その他のも の 植物性たんぱく質濃縮物及び纖維状にした たんぱく質系物質	二 その他のも の 砂糖を加えたもの (一) その他のもの 調製食品(他の項に該当するもの を除く。)
一 ミルクの天然の組成成分の含有量 の合計が乾燥状態において全重量の 三〇%以上の調製品 (一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以 下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの アルコールを含有しない飲料のも と、ビタミンをもととした栄養補助 量以内のもの	二 その他のも の (一) 砂糖を加えたもの	二 その他のも の (一) 砂糖を加えたもの	二 その他のも の 植物性たんぱくの調製品	二 その他のも の 植物性たんぱく質濃縮物及び纖維状にした たんぱく質系物質	二 その他のも の 砂糖を加えたもの (一) その他のもの 調製食品(他の項に該当するもの を除く。)

(二) その他のもののうち 調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超えるもの以下のもに限る。）のうち一八、九七七トンを基準とし、前年における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの ニュージーランドを原産地とするもの	その他のもの	(二) その他のもの (一) 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの その他のもの	(二) その他のもの (一) 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超えるもの
(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもの
のうち	のうち	のうち	のうち	のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの。

(b) 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの。

(二) その他のもの

E その他のもの

(a) 砂糖を加えたもの

イ おたねんじん又はそのエキスを含有する飲料のものうち

シ よ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

ハ その他のもの

(口) その他のもの

I 小売用の容器入りにしたもの

で、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの

II しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下の中のものに限る。）に成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）に対する旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

一四四 ・一 四〇	九四四 ・一 一〇	一四四 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇	○四一 ・一 一〇
共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの乾燥状態（クラスト）のものフルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスピリット	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	共通の限度数量（第一種のもの）以内の他のもの	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスピリット	二 その他のもののうち	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内の他のもの						

○○ 一 キ 量 ロ グ 五 ラ 〇	○一○ 三・ もの の頭 の重 其他 の重 き	番表法定 号の別率 税品名	別表第一の二 別表第一の三 農產物等に係る暫定關稅率表（第二条、第七条の 三、第七条の六関係）	A （a） 本底が革製のもの （スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち共通の限度数量以内のもの
	のるさ輸で日三三八平か一四七平 もれ入にま一月年成ら日月年成	税率		
	のるさ輸で日三三九平か一四八平 もれ入にま一月年成ら日月年成			
	もれ入にま一月年一平か一四九平			
	のるさ輸で日三三〇成ら日月年成			
	のるさ輸で日三三一成ら日月年一平 もれ入にま一月年一平か一四〇成			
	のるさ輸で日三三二成ら日月年一平 もれ入にま一月年一平か一四一成			
	もれ入にま一月年和ら日月年一平			
	のるさ輸で日三三七令か一四二成			

(2) 頭の課税 一 の項において同じくおのもの。のもの。のもの。

錢	三	六	三	二	き	に	一
	三	円	七	、	二	つ	頭
錢	六	二	八	一	き	に	一
	七	円	〇	、	二	つ	頭
	九	二	一	き	に	一	
	円	二	、	二	つ	頭	
錢	三	五	六	〇	き	に	一
	三	円	五	、	二	つ	頭
錢	六	一	〇	〇	き	に	一
	七	円	八	、	二	つ	頭
	八	五	九	き	に	一	
	円	〇	、	一	つ	頭	

$$\textcircled{1} = \textcircled{2}$$

八九 % .	差と価課格入準るにるて生きに一 額の格税と価輸基係豚いき、つ頭
五九 % .	差と価課格入準るにるて生きに一 額の格税と価輸基係豚いき、つ頭
三九 % .	差と価課格入準るにるて生きに一 額の格税と価輸基係豚いき、つ頭
九 % .	差と価課格入準るにるて生きに一 額の格税と価輸基係豚いき、つ頭
八八 % .	差と価課格入準るにるて生きに一 額の格税と価輸基係豚いき、つ頭
五八 % .	差と価課格入準るにるて生きに一 額の格税と価輸基係豚いき、つ頭

三・豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに藏したもの)の及び冷生鮮のもの及び冷凍したものをに限る。)半丸枝肉及び枝肉及び他のもの(1)課税價格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度價格(枝肉に係る基準輸入價格)(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分の応じ、それぞれ同一の項において同じく)から第一号に定める價格をいう。

$$\begin{array}{r}
 \text{一八四} \\
 \% \\
 \hline
 \text{二六四} \\
 \% \\
 \hline
 \text{三四四} \\
 \% \\
 \hline
 \text{三二四} \\
 \% \\
 \hline
 \text{四〇四} \\
 \% \\
 \hline
 \text{五八三} \\
 \% \\
 \end{array}$$

(2) 調課
税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超える枝肉に係る分岐点を超過する場合の該基準輸入価格を、内に係る別表第一の輸入價格を當該基準に係る別表第一の

三円	一きに	ラロ一
銭	三四	四つムグキ
七円	〇きに	ラロ一
銭	六三	三四つムグキ
円九	きに	ラロ一
		三三つムグキ
三円	八きに	ラロ一
銭	三二三	三つムグキ
七円	七きに	ラロ一
銭	六一三	三つムグキ
円六	きに	ラロ一
		一三つムグキ

三の「二」に定める期間内に輸入されるものの区分に対するこの表に定められた期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%)の場合は○・○四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下の項において同じもの

額の格税と価輸基係肉きにラロー
差と価課格入進るに枝つムグキ
額の格税と価輸基係肉きにラロー
差と価課格入進るに枝つムグキ
額の格税と価輸基係肉きにラロー
差と価課格入進るに枝つムグキ
額の格税と価輸基係肉きにラロー
差と価課格入進るに枝つムグキ
額の格税と価輸基係肉きにラロー
差と価課格入進るに枝つムグキ

一三〇〇
二・二

いる号三れ、分も入間定三表価基肉格用従肉きラ一税(1)他二限のへしらびびも骨もを岐にき、ラ一税(3)
う価に項同そにのさ内めの第格準に(限量に、ムキ価(1))のるも骨たをに肩も付の超点係、ムキ価(3)
。格定第表れ応のれにる二一(輸係部度税係部にロ格もそ。の付も分こ肉肉きえ価る枝にロ格
以をめ一第ぞじ区る輸期にの別入る分価適る分つグが課ののにきの割れ並及の
課

九四%
八四%
七四%
五四%
四四%
三四%

に、格用従肉きラ一税(2)
係部を限量に、ムキ価(2)
る分超度税係部にロ格
分肉え価適る分つグが課

下じお〇第の。格てを定へこそにのさ内めの応区かて項二及下
の。い六〇項以を得控め1のれ応のれにる表す分ら同に・び
もて項二及下いた除る)号ぞじ区る輸期にるに当じお〇第
の以同に・びこう価し額にのれ、分も入間定こ対該。い六〇項

三円五きにラロー
錢八二五つムグキ
七円三きにラロー
錢六八五つムグキ
〇円二きにラロー
錢五四五つムグキ
三円一きにラロー
錢三〇五つムグキ
七円九きにラロー
錢一六四つムグキ
円八きにラロー
二四つムグキ

下じお〇第の。格て数を九〇の四(例定(号ぞじ区る輸期にるにのさ内めの第係入該格準に(岐
の。い六〇項以を得で加)・場・えめ3)れ、分も入間定こ対のれにる二一る価基を輸
もて項二及下いた除えに〇合九ばる)こそにのさ内めの応区る輸期にの別格準、入る分
の以同に・びこう価した一四是%、率にのれ応のれにる表す分も入間定三表に輸当価基肉格

にラロー
つムグキ

一三〇〇
九・二

税(2)も格用従肉きラ一税(1)他二もそ
の以限量に、ムキ価(1)のの
下度税係部にロ格もそ他
の価適る分つグが課のの

る格分肉きラ一税(3)
の超点係部にロ格
え価る分つグが課

三円五きにラロー	九四%	差と価課格入準るに分け 額の格税と価輸基係肉部
錢八二五つムグキ	% .	
七円三きにラロー	八四%	差と価課格入準るに分け 額の格税と価輸基係肉部
錢六八五つムグキ	% .	
〇円二きにラロー	七四%	差と価課格入準るに分け 額の格税と価輸基係肉部
錢五四五つムグキ	% .	
三円一きにラロー	五四%	差と価課格入準るに分け 額の格税と価輸基係肉部
錢三〇五つムグキ	% .	
七円九きにラロー	四四%	差と価課格入準るに分け 額の格税と価輸基係肉部
錢一六四つムグキ	% .	
円八きにラロー	三四%	差と価課格入準るに分け 額の格税と価輸基係肉部
二四つムグキ	% .	

二三〇〇
一・二

一税(他二半枝も冷 キ価 ¹ の丸肉の凍 ロ格もそ枝及 グが課の肉び た	る格分肉き、ラ一税 ⁽³⁾ もを岐に、ムキ価 の超点係部にロ格 え価る分つグが課	の以岐に、格用従肉き、ラ一 下点係部を限量に、ムキ の価る分超度税係部に も格分肉え価適る分つ 差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
九四 % .		差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
八四 % .		差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
七四 % .		差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
五四 % .		差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
四四 % .		差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
三四 % .		差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ

一税 ⁽³⁾ キ価 ロ格 グが課	の価る枝を限量に、き、ラ一税 ⁽²⁾ も格分肉超度税係 の以岐にえ、価適る枝にロ格 下点係、格用従肉つグが課	の以限量に、き、ラムキ 下度税係の価適る枝に も格用従肉つ 差と価課格入準るに枝つムグキ 額の格税と価輸基係肉きにラロー 差と価課格入準るに枝つムグキ 額の格税と価輸基係肉きにラロー 差と価課格入準るに枝つムグキ 額の格税と価輸基係肉きにラロー 差と価課格入準るに枝つムグキ 額の格税と価輸基係肉きにラロー 差と価課格入準るに枝つムグキ 額の格税と価輸基係肉きにラロー 差と価課格入準るに枝つムグキ 額の格税と価輸基係肉きにラロー 差と価課格入準るに枝つムグキ 額の格税と価輸基係肉きにラロー 差と価課格入準るに枝つムグキ
		三円一きにラロー 銭三四四つムグキ
		七円〇きにラロー 銭六三四つムグキ
		円九きにラロー
		三三つムグキ
		三円八きにラロー 銭三二三つムグキ
		七円七きにラロー 銭六一三つムグキ
		円六きにラロー
		一三つムグキ

一税(他二半枝も冷 キ価 ² 部を限量に、ムキ 分超度税係部にロ格 肉え価適る分つグが課	も格用従肉き、ラ一税 ⁽²⁾ の以限量に、ムキ 下度税係部にロ格 の価適る分つグが課	の以岐に、き、ラム 下度税係部にロ格 も格用従肉つ 差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
三円五きにラロー 銭八二五つムグキ		九四 % .
七円三きにラロー 銭六八五つムグキ		八四 % .
〇円二きにラロー 銭五四五つムグキ		七四 % .
三円一きにラロー 銭三〇五つムグキ		五四 % .
七円九きにラロー 銭一六四つムグキ		四四 % .
円八きにラロー 二四つムグキ		三四 % .

も格用従肉き、ラ一税 ⁽²⁾ の以限量に、ムキ 下度税係部にロ格 の価適る分つグが課	も格用従肉き、ラ一税 ⁽³⁾ のもそ他の超点係部にロ格 え価る分つグが課	の以岐に、下点係の価も格分 差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
ロー ¹ グキ	九四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
ロー ¹ グキ	八四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
ロー ¹ グキ	七四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
ロー ¹ グキ	五四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
ロー ¹ グキ	四四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
ロー ¹ グキ	三四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ

る格分肉き、ラ一税(3) もを岐に、ムキ価 の超点係部にロ格 え価る分つグが課	の以岐に、格用従肉き、ラ一税(2) 下点係部を限量に、ムキ価 の価る分超度税係部にロ格 も格分肉え価適る分つグが課
九四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
八四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
七四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
五四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
四四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
三四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
	三円五きにラ 銭八二五つム
	七円三きにラ 銭六八五つム
	〇円二きにラ 銭五四五つム
	三円一きにラ 銭三〇五つム
	七円九きにラ 銭一六四つム
	円八きにラ 二四つム
	三六〇〇 〇・一
一税(2) キ価 ロ格 グが課	も格用従肉き、ラ一税(1)のの二他二 の以限量に、ムキ価(1)他二の一 下度税係部にロ格のもそ の価適る分つグが課 もその も冷もへ豚限たは冷も、のは、馬、 の藏の生のるも冷蔵の生もヒら にし及鮮も。の凍し及鮮のニ馬ろぎ、 限たびののにし及びので、又馬、羊牛 三円五きにラロー 銭八二五つムグキ
	七円三きにラロー 銭六八五つムグキ
	〇円二きにラロー 銭五四五つムグキ
	三円一きにラロー 銭三〇五つムグキ
	七円九きにラロー 銭一六四つムグキ
	円八きにラロー 二四つムグキ
四六〇〇 九・一	他二もそ限た(豚 ののるも冷の もそ他)の凍も ののにしの る格分肉き、ラ一税(3) もを岐に、ムキ価 の超点係部にロ格 え価る分つグが課
九四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
八四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
七四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
五四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
四四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
三四 % .	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
	の以岐に、格用従肉き、ラ一税(2) 下点係部を限量に、ムキ価 の価る分超度税係部にロ格 も格分肉え価適る分つグが課
課格入準るに分きにラロー 税と価輸基係肉部つムグキ	三円五きにラロー 銭八二五つムグキ
課格入準るに分きにラロー 税と価輸基係肉部つムグキ	七円三きにラロー 銭六八五つムグキ
課格入準るに分きにラロー 税と価輸基係肉部つムグキ	〇円二きにラロー 銭五四五つムグキ
課格入準るに分きにラロー 税と価輸基係肉部つムグキ	三円一きにラロー 銭三〇五つムグキ
課格入準るに分きにラロー 税と価輸基係肉部つムグキ	七円九きにラロー 銭一六四つムグキ
課格入準るに分きにラロー 税と価輸基係肉部つムグキ	円八きにラロー 二四つムグキ

一〇一〇
一・二一二〇〇
〇

（一）課税加格の内訳	（二）課税加格の割合	（三）課税加格の差額
豚肉の粉の乾燥し、肉用肉の及格分岐に肉き、ムキ価の超点係部にロ格え価の分つグが課	九四%	差額の格
豚肉の粉の乾燥し、肉用肉の及格分岐に肉き、ムキ価の超点係部にロ格え価の分つグが課	八四%	差額の格
豚肉の粉の乾燥し、肉用肉の及格分岐に肉き、ムキ価の超点係部にロ格え価の分つグが課	七四%	差額の格
豚肉の粉の乾燥し、肉用肉の及格分岐に肉き、ムキ価の超点係部にロ格え価の分つグが課	五四%	差額の格
豚肉の粉の乾燥し、肉用肉の及格分岐に肉き、ムキ価の超点係部にロ格え価の分つグが課	四四%	差額の格
豚肉の粉の乾燥し、肉用肉の及格分岐に肉き、ムキ価の超点係部にロ格え価の分つグが課	三四%	差額の格

（一）課税加格の内訳

（二）課税加格の割合

（三）課税加格の差額

	下点 の価 もの の以 岐	係 る工 品分 岐に	加 工、 品豚 に肉	き ムキ 格	ラ一 ムキ 格	税 価 格	(1) の 課	もの 他	その 他の 課	超 え る 格 分	点 価 格	係 る工 品分 岐に	加 工、 品豚 に肉
差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー										八	九		
額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ										%	.		
差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー										五	九		
額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ										%	.		
差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー										三	九		
額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ										%	.		
差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー										九			
額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ										%			
差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー										八	八		
額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ										%	.		
差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー										五	八		
額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ										%	.		

一二〇〇 ○・ 四	○四〇 二・	を一限の五のが(の)の状粉の加甘そ又乾若ムびミ 加るも%一全脂も固そ、にえ味のは燥し(クル え砂の以重肪も形の、限た料他砂をくは濃縮(クリク た糖に下・量分の状他粒るもをの糖しは縮及	の超点係加工、ムキ価(2) え価る格分品豚にロ格 もを岐に肉つグが課
八九 %	差額の額得じを・に価課額得	とたて乗六〇格税とたて	
五九 %	差額の額得じを・に価課額得	とたて乗六〇格税とたて	
三九 %	差額の額得じを・に価課額得	とたて乗六〇格税とたて	
九 %	差額の額得じを・に価課額得	とたて乗六〇格税とたて	
八八 %	差額の額得じを・に価課額得	とたて乗六〇格税とたて	
五八 %	差額の額得じを・に価課額得	とたて乗六〇格税とたて	

二 他のもの
（二）幼稚園、小学校（中等教育学の前期課程を含む）。義務教育学において授業を行ふ課程を置く高等學校の後期課程を含む。）
二 その他のもの
（二）幼稚園、小学校（中等教育学の前期課程を含む）。義務教育学において授業を行ふ課程を置く高等學校の後期課程を含む。）

もの	う	の	の	ち	ち	の	の
の	も	の	も	の	の	の	の
の	も	の	も	の	の	の	の
の	も	の	も	の	の	の	の
の	も	の	も	の	の	の	の

三円	○きにラロー一及一四三
錢	三五一つムグキび%・
七円	○きにラロー一及三三三
錢	六二一ツムグキび%・
円	○きにラロー一及四二三
	○一つムグキび%・
錢	三七きにラロー一及五一三
	三円九つムグキび%・
錢	六四きにラロー一及七〇三
	七円九つムグキび%・
	円三きにラロー一及六三
	○一つムグキび%

第別のとの二に下もるにの定ち飼及いも給二おこのさの童受る事規一し一九条祉はのめ政にく施児で徒し、
 ○表ういも飼おこのた使のめ政料びうの食学の（れ用のけ保業定二く○項の法児児る令類は設童定、く児
 四第ちうの料いの（め用製る令の配。）用校い項以るに給る育にす項は項、三第童童施ですこ若福め政は童
 ○一（）用て項以のす造もでう合）との等てに下も供食児をよるに第若第第六福又設定るれし祉る令生若

の状粉	のもを率掲（号二第別の二	のもを率掲（号二
固そ状	もの受のげ二の・○表の他二	もの受のげ二の・
形の	の以け適る二一四第うの	の以け適る二一
状他粒	外る用税にの○○一ちもそ	外る用税にの○

三円〇きにラロー及四四二	三円〇きにラロー
錢三五一つムグキび%・	錢三五一つムグキ
七円〇きにラロー及八三二	七円〇きにラロー
錢六二一ツムグキび%・	錢六二一ツムグキ
円〇きにラロー及二三二	円〇きにラロー
○一つムグキび%・	○一つムグキ
錢三七きにラロー及五二二	錢三七きにラロー
三円九つムグキび%・	三円九つムグキ
錢六四きにラロー及九一二	錢六四きにラロー
七円九つムグキび%・	七円九つムグキ
円三きにラロー及六二	円三きにラロー及六二
○一つムグキび%	○一つムグキび%

二二〇〇
二・四

のもを率掲（号二第別うの〇重肪二もを量分一のて料他砂にえ五のが（の もの受のげ二の・○表の他も%量分この超のがなをの糖限る%一全脂 の以け適る一二四第の以のがえ五全脂い加甘そるもを重肪 外る用税にの一〇一の下三全脂る%重肪もえ味の（の超・量分の	
円四きにラロー及三九二	
三一つムグキび%・	
円三きにラロー及五八二	
九一つムグキび%・	
円三きにラロー及八七二	
五一つムグキび%・	
円三きにラロー及七二	
一一一つムグキび%	
円二きにラロー及三六二	
七一つムグキび%・	
円一きにラロー及一三	
○二つムグキび%	

のもを率掲（号二第別の用及用校（他二	のもを率掲（号二第別の二
もの受のげ二の・○表うのびの等二の	もの受のげ二の・○表の他二
の以け適る二二四第ちも飼も給もそ	の以け適る一二四第うの
外る用税にの一〇一の料の食学のの	外る用税にの一〇一のちもそ
ラロー	三円一きにラロー及三九二
ムグキ	錢八四二つムグキび%・
ラロー	七円〇きにラロー及五八二
ムグキ	錢六九二つムグキび%・
ラロー	○円〇きにラロー及八七二
ムグキ	錢五四二つムグキび%・
ラロー	三円九きにラロー及七二
ムグキ	錢三九一ツムグキび%・
ラロー	七円九きにラロー及三六二
ムグキ	錢一四一ツムグキび%・
及六二	円一きにラロー及一三
び%	○二つムグキび%

二二〇〇
九・四

第別うの〇重筋二もを量分一もそ
〇表ちも%量分二の超のがのの
四第の以のがえ五全脂他
〇一の下三全脂る%重筋の

のもを率掲二号二第別のの二
もの受のげ二の・〇表の他二
の以け適る二二四第うの
外る用税にの一〇一ちもそ

〇円一きにラロー及四四二 銭五一一つムグキび%・	〇円一きに 銭五一一つ
円〇きにラロー及八三二 九一つムグキび%・	円〇きに 九一つ
〇円〇きにラロー及二三二 銭五六一つムグキび%・	〇円〇きに 銭五六一つ
円〇きにラロー及五二二 四一つムグキび%・	円〇きに 四一つ
〇円〇きにラロー及九一二 銭五一一つムグキび%・	〇円〇きに 銭五一一つ
円三きにラロー及六二 〇一つムグキび%・	円三きにラロー 〇一つムグキ

のもを率掲二号二第別のの二
もの受のげ二の・〇表の他二
の以け適る二二四第うの
外る用税にの一〇一ちもそ

のもを率掲二号二第別のの二
もの受のげ二の・〇表の他二
の以け適る二二四第うの
外る用税にの一〇一ちもそ

三円一きにラロー及三九二 銭八四二つムグキび%・	円四きにラロー及三九二 三一つムグキび%・
七円〇きにラロー及五八二 銭六九二つムグキび%・	円三きにラロー及五八二 九一つムグキび%・
〇円〇きにラロー及八七二 銭五四二つムグキび%・	円三きにラロー及八七二 五一つムグキび%・
三円九きにラロー及七二 銭三九一つムグキび%・	円三きにラロー及七二 一一つムグキび%・
七円九きにラロー及三六二 銭一四一つムグキび%・	円二きにラロー及三六二 七一つムグキび%・
円一きにラロー及一三 〇二つムグキび%・	円一きにラロー及一三 〇二つムグキび%・

九二〇〇
九・四

のもを率掲二号二第別のの二もを量分一もそもそ
もの受のげ二の・〇表の他二の超のがののの
の以け適る一九四第うのえ八全脂他他
外る用税にの一〇一ちもそる%重筋のの

のもを率掲二号二第別の他二
もの受のげの・〇表うの
の以け適る二二四第ちもそ
外る用税に九〇一のの

〇円一きにラロー及一四三 銭五一一つムグキび%・
円〇きにラロー及三三三 九一つムグキび%・
〇円〇きにラロー及四二三 銭五六一つムグキび%・
円〇きにラロー及五一三 四一つムグキび%・
〇円〇きにラロー及七〇三 銭五一一つムグキび%・
円三きにラロー及六三 〇一つムグキび%・

〇四〇
三・

クル化又登ア、クル固ルバ
リクしは酵そケリクしクタ
及た酸さのフ及た、
ムビミ性せ他イムビミ凝ミ

のもを率掲二号二第別の他二
もの受のげの・〇表うの
の以け適る二九四第ちもそ
外る用税に九〇一のの

円一きにラロー及三九二 九一つムグキび%・
円一きにラロー及五八二 六一つムグキび%・
円一きにラロー及八七二 三一つムグキび%・
円一きにラロー及七二 〇一つムグキび%・
円〇きにラロー及三六二 七一つムグキび%・
円〇きにラロー及五五二 四一つムグキび%・

九三〇〇

○・四

の状他ダルバの以一重肪二もをは実味味のは燥し、処にしし一もそ一並なかる加コ若、料料他砂いあ燥し（ホウ）うののトクタの下・量分の加ナ若料料他砂をく濃理適、ののグびいをかえコシナ、の糖かるをく濃縮ち物固そパ一うの五がえツし、の糖しは縮を保冷減他ルに。問なてアクツ果香甘そ又かしは品形のウミちも%の全脂たトく果香甘そ又乾若しる存凍菌のトヨ）わいあをはト実味味のはなて乾若

を率掲（一）号三第別の状他ダルバの六を一重肪（二）
受のげ（一）二の・〇表うののトクタちも%超・分（二）
け適る（一）九四第ち物固そパ一の以え五が
る用税にのの〇〇一品形のウミの下二%の全脂

のもを率掲（一）号三第別の受のげ（一）二の・〇表うののトクタちも%超・分（二）
の以け適る（一）九四第ち物固そパ一の以え五が
る用税にのの〇〇一品形のウミの下二%の全脂

三円〇きにラロー及一四三
錢三五一つムグキび%・

七円〇きにラロー及三三三
錢六二一つムグキび%・

円〇きにラロー及四二三
〇一つムグキび%・

錢三七きにラロー及五一三

三円九つムグキび%・
錢六四きにラロー及七〇三

七円九つムグキび%・
円〇きにラロー及六三

〇二つムグキび%

のもを率掲（一）号三第別の状他ダルバのえ六重肪（三）
もの受のげ（一）三の・〇表うののトクタうる%量分（三）
の以け適る（一）九四第ち物固そパ一ちもをのが
る用税にのの〇〇一品形のウミの超二全脂

のもの以外

一きにラロー及一四三
四二つムグキび%・
〇きにラロー及三三三
九二つムグキび%・
〇きにラロー及四二三
四二つムグキび%・
九きにラロー及五一三
九一つムグキび%・
九きにラロー及七〇三
四一つムグキび%・
きにラロー及六三
二つムグキび%

三円三きにラロー及一四三
錢八八一つムグキび%・
七円三きにラロー及三三三
錢六五一つムグキび%・
〇円三きにラロー及四二三
錢五二一つムグキび%・
三円三きにラロー及五一三
錢三九一つムグキび%・
七円二きにラロー及七〇三
錢一六一つムグキび%・
円〇きにラロー及六三
〇二つムグキび%

一四〇〇
○・四

しし一いをかえ味のはなては縮エビホをす項しいをかえ味の（成成天ミ）。問なて料他砂いあ燥し（ホウ）
（ホウ）問なて料他砂いあ乾若イ調エ除るに、も問なて料他砂る分然ル。わいあをの糖かるをく濃
保冷減わいあをの糖かる燥し（製イク。も該他のわいあをの糖物かのク及なかる加甘そ又かしは品
存凍菌なかる加甘そ又かしく濃ホ及）の当のとなかる加甘そ品ら組のびいをかえ味のはなて乾若イ

三円
錢八
七円
六
〇円
五
三円
三
七円
一
円〇
〇

率掲二号四第別のの二 のげ二の・○表の他二 適る一一四第うの 用税にの○○一ちもそ	のもを率掲二号四第別うの五重肪二え味のは燥し、処に もの受のげ二の・○表ちも%量分二た料他砂をく濃理適 の以がもをの糖しは縮を 外る用税にの○○一の下の全脂の加甘そ又乾若し
○円一きにラロー及一四三 錢五一一つムグキび%・	○円一きにラロー及一四三 ○円一きにラロー及三三三 九一つムグキび%・
○円〇きにラロー及四二三 錢五六一つムグキび%・	円〇きにラロー及五一三 四一つムグキび%・
○円〇きにラロー及七〇三 錢五一一つムグキび%・	円二きにラロー及五三 ○一つムグキび%
	一五〇〇 ○四〇 ○・四 五・
のもを率掲号五第別うの五量分一パレリ及他タラミ もの受のげの・○表ちも%がタツ一びの一得ル の以け適る一一四第の以全脂一ドスデ油そたく 外る用税に○○一の下八重肪 プイ脂のバカ	のもを受ける の受ける の以ける 外る
きにラロー及一四三 二つムグキび%・	三円五きにラロー及一四三 錢八五一一つムグキび%・
きにラロー及三三三 一つムグキび%・	七円五きにラロー及三三三 錢六一一一つムグキび%・
きにラロー及四二三 一つムグキび%・	○円四きにラロー及四二三 錢五七一つムグキび%・
きにラロー及五一三 一つムグキび%・	三円四きにラロー及五一三 錢三三一つムグキび%・
きにラロー及七〇三 一つムグキび%・	七円三きにラロー及七〇三 錢一九一つムグキび%・
きにラロー及六三 二つムグキび%	円二きにラロー及五三 ○一つムグキび%
	二五〇〇 ○・四
の以け適る号五第別ドスデ 外る用税に・○表のブイ のもを率掲二四第うレリ もの受のげ○○一ちツ	のもを率掲号五第別の他二 もの受のげの・○表うの の以け適る二一四第ちもそ 外る用税に○○一のの
きにラロー及一四三 二つムグキび%・	円四きにラロー及一四三 ○二つムグキび%・
きにラロー及三三三 一つムグキび%・	円三きにラロー及三三三 四二つムグキび%・
きにラロー及四二三 一つムグキび%・	円二きにラロー及四二三 八二つムグキび%・
きにラロー及五一三 一つムグキび%・	円二きにラロー及五一三 二二つムグキび%・
きにラロー及七〇三 一つムグキび%・	円一きにラロー及七〇三 六二つムグキび%・
きにラロー及六三 二つムグキび%	円九きにラロー及六三 ○二つムグキび%
	九五〇〇 ○・四
のもを率掲号五第別の他二 もの受のげの・○表うの の以け適る二九四第ちもそ 外る用税に○○一のの	のもを率掲号五第別うの五量分一もそ もの受のげの・○表ちも%がのの の以け適る一九四第の以全脂他 外る用税に○○一の下八重肪の
及一四三 び%・	円〇きにラロー及一四三 四二つムグキび%・
及三三三 び%・	円九きにラロー及三三三 九一つムグキび%・
及四二三 び%・	円九きにラロー及四二三 四一つムグキび%・
及五一三 び%・	円八きにラロー及五一三 九一つムグキび%・
及七〇三 び%・	円八きにラロー及七〇三 四一つムグキび%・
一及六三 キビ%	円九きにラロー及六三 ○二つムグキび%

一一〇一 九・〇	一一〇一 一・〇	〇〇一 一・〇
の以け適る号一第別ちもそ 外る用税に・一表のの のもを率掲一〇第の他 もの受のげ九〇一うの	の以け適る号一第別ちも播小デメ小 外る用税に・一表の種麦ユスリニ及 のもを率掲一〇第の用ラム もの受のげ一〇一うの	円四きにラロー 〇二つムグキ 円三きにラロー 四二つムグキ 円二きにラロー 八二つムグキ 円二きにラロー 二二つムグキ 円一きにラロー 六二つムグキ 円九きにラロー 〇二つムグ
ロ一 銭六一きにラロー	ロ一 銭二一きにラロー	円四きにラロー
グキ 三円一つムグキ	グキ 七円一つムグキ	〇二つムグキ
ロ一 銭九〇きにラロー	ロ一 銭五〇きにラロー	円三きにラロー
グキ ○円一つムグキ	グキ 三円一つムグキ	四二つムグキ
ロ一 銭八九〇きにラロー	ロ一 銭一〇きにラロー	円二きにラロー
グキ 七円一つムグキ	グキ ○円きにラロー	八二つムグキ
ロ一 銭八九〇きにラロー	ロ一 銭八九〇きにラロー	円二きにラロー
グキ 銭八九〇きにラロー	グキ 銭八九〇きにラロー	二二つムグキ
ロ一 銭八九〇きにラロー	ロ一 銭八九〇きにラロー	円一きにラロー
グキ 七円一つムグキ	グキ ○円きにラロー	六二つムグキ
ロ一 銭八九〇きにラロー	ロ一 銭八九〇きにラロー	円九きにラロー
グキ 銭八九〇きにラロー	グキ 銭八九〇きにラロー	〇二つムグ
九一〇一 九・〇	九一〇一 一・〇	九一〇一 一・〇
の以け適る号一第別ちもそ 外る用税に・一表のの のもを率掲九〇第の他 もの受のげ九〇一うの	の以け適る号一第別ちも播もそ 外る用税に・一表の種のの のもを率掲九〇第の用他 もの受のげ一〇一うの	の以け適る号一第別ちも播もそ 外る用税に・一表の種のの のもを率掲九〇第の用他 もの受のげ一〇一うの
一きにラロー 銭六一きにラロー	一きにラロー 銭六一きにラロー	錢六一きにラ
円一つムグキ 三円一つムグキ	円一つムグキ 三円一つムグキ	三円一つム
一きにラロー 銭二一きにラロー	一きにラロー 銭二一きにラロー	錢二一きにラ
円一つムグキ 七円一つムグキ	円一つムグキ 七円一つムグキ	七円一つム
〇きにラロー 銭九〇きにラロー	〇きにラロー 銭九〇きにラロー	錢九〇きにラ
円一つムグキ ○円一つムグキ	円一つムグキ ○円一つムグキ	〇円一つム
〇きにラロー 銭五〇きにラロー	〇きにラロー 銭五〇きにラロー	錢五〇きにラ
円一つムグキ 三円一つムグキ	円一つムグキ 三円一つムグキ	三円一つム
〇きにラロー 銭一〇きにラロー	〇きにラロー 銭一〇きにラロー	錢一〇きにラ
円一つムグキ 七円一つムグキ	円一つムグキ 七円一つムグキ	七円一つム
きにラロー ○円きにラロー	きにラロー ○円きにラロー	〇円きにラ
九つムグキ 銭八九〇きにラロー	九つムグキ 銭八九〇きにラロー	錢八九〇きにラ
九三〇一 〇・〇	一三〇一〇〇一 〇・〇三・	一三〇一〇〇一 〇・〇三・
の以け適る号三第別ちもそ 外る用税に・一表のの のもを率掲九〇第の他 もの受のげ〇〇一うの	の以け適る号三第別ちも播裸大 外る用税に・一表の種麦麦 のもを率掲一〇第一の用及 もの受のげ〇〇一うの	の以け適る号三第別ちも播裸大 外る用税に・一表の種麦麦 のもを率掲一〇第一の用及 もの受のげ〇〇一うの
錢七一きにラロー 銭七一きにラロー	錢七一きにラロー 銭七一きにラロー	錢六
三円一つムグキ 三円一つムグキ	三円一つムグキ 三円一つムグキ	三
錢四一きにラロー 銭四一きにラロー	錢四一きにラロー 銭四一きにラロー	錢二
七円一つムグキ 七円一つムグキ	七円一つムグキ 七円一つムグキ	七
錢二一きにラロー 銭二一きにラロー	錢二一きにラロー 銭二一きにラロー	錢九
〇円一つムグキ ○円一つムグキ	〇円一つムグキ ○円一つムグキ	〇
錢九〇きにラロー 銭九〇きにラロー	錢九〇きにラロー 銭九〇きにラロー	錢五
三円一つムグキ 三円一つムグキ	三円一つムグキ 三円一つムグキ	三
錢六〇きにラロー 銭六〇きにラロー	錢六〇きにラロー 銭六〇きにラロー	錢一
七円一つムグキ 七円一つムグキ	七円一つムグキ 七円一つムグキ	七
錢四〇きにラロー 銭四〇きにラロー	錢四〇きにラロー 銭四〇きにラロー	〇円
〇円一つムグキ ○円一つムグキ	〇円一つムグキ ○円一つムグキ	錢八
三六〇一 〇・〇	二六〇一 〇・〇	一六〇一〇〇一 〇・〇六・
てやかる磨精 あ出又かし米 るしほなて(かしついあ研	の以け適る号六第別ち玄 外る用税に・一表米 のもを率掲二〇第の もの受のげ〇〇一う	の以け適る号六第別ちもみ 外る用税に・一表み のもを率掲一〇第の もの受のげ〇〇一う
錢一九きにラロー	錢一九きにラロー	米
七円五つムグキ	七円五つムグキ	
九きにラロー	九きにラロー	
円四つムグキ	円四つムグキ	

○〇一 八・ 並びレそ びシカツば にナト、 そドリ及ミ	四六〇一 〇・〇 の以け適る号六第別ち碎 外る用税に・一表米 のもを率掲四〇第一の もの受のげ〇〇一う	の以け適る号六第別ち〇間な 外る用税に・一表わい のもを率掲三〇第一のなか もの受のげ〇〇一ういを
錢一九きにラロー 七円五つムグキ 九きにラロー 円四つムグキ	錢一九きにラロー 七円五つムグキ 九きにラロー 円四つムグキ	錢一九きにラロー 七円五つムグキ 九きにラロー 円四つムグキ
○一〇一〇一一 〇・一一・ の以け適る号一第別ちンび小 外る用税に・一表粉メ麦 のもを率掲〇一第一のス粉 もの受のげ〇〇一うり及	のもを率掲号八第別の他二ラ物 もの受のげの・一表うのライ の以け適る二六〇第一もそ小麦 外る用税に〇〇一のの麦穀	六八〇一 〇・〇
一きにラロー 円三つムグキ 〇きにラロー 円三つムグキ 九きにラロー 円二つムグキ 八きにラロー 円二つムグキ 八きにラロー 円二つムグキ 七きにラロー 円二つムグキ	錢六一きにラロー 三円一つムグキ 錢二一きにラロー 七円一つムグキ 錢九〇きにラロー 〇円一つムグキ 錢五〇きにラロー 三円一つムグキ 錢一〇きにラロー 七円一つムグキ 〇円きにラロー 錢八九つムグキ	
のもを率掲号二第別う小二 もの受のげの・一表ち麦 の以け適る二九一第一粉ラ 外る用税に〇〇一のイ	のもを率掲号二第別ち麦粉一もそ。粉メ麦穀 もの受のげの・一表粉及ののをス粉 の以け適る一九一第一のび大他除リ及(一 外る用税に〇〇一う裸麦のくンび小	九二〇一 〇一 二・
一きにラロー 円三つムグキ 〇きにラロー 円三つムグキ 九きにラロー 円二つムグキ 八きにラロー 円二つムグキ 八きにラロー 円二つムグキ 七きにラロー 円二つムグキ	六きにラロー 円三つムグキ 五きにラロー 円三つムグキ 四きにラロー 円三つムグキ 三きにラロー 円三つムグキ 二きにラロー 円三つムグキ 一きにラロー 円三つムグキ	錢二 三 四 七 七 〇 九 三 一 七 四 〇
一三〇一 一・一	〇一一 三・	
の以け適る号三第別の小一穀穀ひレル物穀ひ 外る用税に・一表の麦ル物物きソ及の物き のもを率掲一一第一のの及割トびミ、割 もの受のげ一〇一ちもミびりペ一穀り	のもを率掲号二第別の三 もの受のげの・一表う の以け適る三九一第一米 外る用税に〇〇一粉	
一きにラロー 円三つムグキ 〇きにラロー 円三つムグキ 九きにラロー 円二つムグキ 八きにラロー 円二つムグキ 八きにラロー 円二つムグキ 七きにラロー 円二つムグキ 七きにラロー 円二つムグキ		錢二 三 四 七 七 〇 九 三 一 七 四 〇
錢一五きにラロー 七円六つムグキ 四きにラロー 円五つムグキ		

一三〇一
九・一

のもを率掲号三第別の小二 もの受のげの・一表の麦 の以け適る二一一第一のラ 外る用税に九〇一ちもイ	のもを率掲号三第別うの又一の穀そ もの受のげの・一表ちもは の以け適る一一第一の裸大の他 外る用税に九〇一の麦麦のもの	銭二 三 四 七 〇 九 三 錢 七 四 〇
銭二一きにラロー	六きにラロー	銭二
三円三つムグキ	円三つムグキ	三
銭四〇きにラロー	五きにラロー	銭四
七円三つムグキ	円三つムグキ	七
銭七九きにラロー	四きにラロー	銭七
〇円二つムグキ	円三つムグキ	〇
銭九八きにラロー	三きにラロー	銭九
三円二つムグキ	円三つムグキ	三
銭一八きにラロー	二きにラロー	錢
七円二つムグキ	円三つムグキ	七
銭四七きにラロー	一きにラロー	銭四
〇円二つムグキ	円三つムグキ	〇

二三〇一
〇・一

も又も三 のはろ 米こと のしう	のもを率掲号三第別うの一ペ もの受のげの・一表ちもレ の以け適る一二一一第一の小ツ 外る用税に〇〇一の麦ト	のもを率掲号三第別ちも四 もの受のげの・一表の の以け適る四一一第一の米 外る用税に九〇一うの
銭二一きにラロー		
三円三つムグキ		
銭四〇きにラロー		
七円三つムグキ		
銭七九きにラロー		
〇円二つムグキ		
銭九八きにラロー		
三円二つムグキ	銭一五きにラロー	
銭一八きにラロー	七円六つムグキ	
七円二つムグキ	四きにラロー	
銭四七きにラロー	円五つムグキ	
〇円二つムグキ		

号三第別の小五 の・一表の麦 五二一第一のラ に〇〇一ちもイ	のもを率掲号三第別うの又四 もの受のげの・一表ちもは の以け適る四二一一第一の裸大 外る用税に〇〇一の麦麦	のもを率掲号三第別うの二 もの受のげの・一表ちもの の以け適る三二一一第一の米 外る用税に〇〇一の米
六きにラロー		
円三つムグキ		
五きにラロー		
円三つムグキ		
四きにラロー		
円三つムグキ		
三きにラロー		
円三つムグキ	銭一五きにラロー	
二きにラロー	七円六つムグキ	
円三つムグキ	四きにラロー	
一きにラロー	円五つムグキ	
円三つムグキ		

〇一一
四・

穀状フか口。のひにレか口も。の及を六一もくり、と真状フに、穀(加)そ 物にレけーにいしーけーの全胚 ^ビ 除項〇のひ又薄う珠にレか口をえ工の しー又ル限た又ク、ル及形胚穀くの・。いはく精形しーけー除ば穀他 たクはにるもは状フにびの芽物。米〇第た粗切しに、ク、ルき、物の	のもを率 げのもの の以け 適る税
銭二一きにラロー	
三円三つムグキ	
銭四〇きにラロー	
七円三つムグキ	
銭七九きにラロー	
〇円二つムグキ	
銭九八きにラロー	
三円二つムグキ	
銭一八きにラロー	
七円二つムグキ	
銭四七きにラロー	
〇円二つムグキ	

一四〇一
九・二

のものを率掲号四第別うの二も又も二
もの受のげの・一表ちも二のはろ
の以け適る二一一第一の米こう
外る用税にの九〇一の米のしう

のものを率掲号四第別の小又一の穀そ
もの受のげの・一表の麦は物の
の以け適る二一一第一のラ小の他
外る用税にの九〇一ちもイ麦もの

七六きにラロー
銭 円三つムグキ
一五きにラロー
三円三つムグキ
二四きにラロー
○円三つムグキ
二三きにラロー
七円三つムグキ
三二きにラロー
三円三つムグキ
四一きにラロー
○円三つムグキ

九きにラロー
円五つムグキ
にラロー
つムグキ

二四〇一
九・一

を率掲号四第別の小又一の穀そた粗切しに、穀(例)加そ
受のげの・一表の麦は物のもくり、と真を工の
け適る二一一第一のラ小の他のひ又薄う珠除え穀他
外る用税にの九〇一ちもイ麦ものいはく精形き、物の

のものを率掲号四第別うの又三
もの受のげの・一表ちもは
の以け適る三一一第一の裸大
外る用税にの九〇一の麦麦

三八きにラロー
銭 円三つムグキ
七七きにラロー
銭 円三つムグキ
一六きにラロー
○円三つムグキ
一五きにラロー
三円三つムグキ
一四きにラロー
七円三つムグキ
二三きにラロー
○円三つムグキ

銭一
七
九
円
四

のものを率掲号四第別うの又三
もの受のげの・一表ちもは
の以け適る三二一一第一の裸大
外る用税にの九〇一の麦麦

のものを率掲号四第別ちも二
もの受のげの・一表の
の以け適る二二一一第一の米
外る用税にの九〇一うの

銭二一きにラロー
三円三つムグキ
銭四〇きにラロー
七円三つムグキ
銭七九きにラロー
○円二つムグキ
銭九八きにラロー
三円二つムグキ
銭一八きにラロー
七円二つムグキ
銭四七きにラロー
○円二つムグキ

四二〇一
一・六

〇六一
二・二

一八〇一
一・一八・

の菌コ及一も分びも豚類及づた処に又調そ
をしんびの割こものび肉肉理適は製の
除た(ベハしれ肉も昆、をす保を他
くも滅ムたを及の虫血くしる存しの

の以け適る号八第別粉小でンびで
外る用税に・一表の麦んイン
のものを率掲一一小第一うで粉
もの受のげ一〇一ちんヌ粉
リ及

銭九九きにラロー
○円三つムグキ
銭八八きにラロー
○円三つムグキ
銭七七きにラロー
○円三つムグキ
銭六六きにラロー
○円三つムグキ
銭五五きにラロー
○円三つムグキ
銭四四きにラロー
○円三つムグキ

銭九三きに
三円四つ
銭八二きに
七円四つ
銭八一きに
○円四つ
銭七〇きに
三円四つ
銭六九きに
七円三つ
銭六八きに
○円三つ

スハム(豚の肉)又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又は加工品に係る分岐点価格以下のもの

ラロ一

ムグキ

四二一

ムノト
ラロ一

ムグキ

フロード

ムクニ
ラヨ一

ムグキ

フロ一

ムクギ

四二〇一
二·六

スジの菌コ及一の割 、をしんび ハ プ除た ムレくも滅	肩 しれ肉 たを及 も分び	の超 え価 る格 もを岐	点係 る工 品豚に に肉つ	加き、 ムキロ 格に肉 つグが	ラ一 税価 格課	(2)
八九 % .					差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きに 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つ	
五九 % .					差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きに 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つ	
三九 % .					差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きに 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つ	
九 % .					差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きに 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つ	
八八 % .					差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きに 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つ	
五八 % .					差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きに 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つ	

(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のもに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)(1)課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

肉きにラロ一

加豚つムグキ

肉きにラロー

加豚つムグキ

肉さにノ言
加賀のレダキ

加藤 うみヲハ
肉きにラロー

加豚つムグキ

肉きにラロー

加豚つムグキ

内と外の言

加藤 トヨシ

ムブ除た(滅)

二 濁菌のものく。

のハ、をし

四二〇一
九六

ムブ除たへ一ム二他二む合もその他の超点係加き、ラム一税(2)		ムレくも減及二の。物のものコびもそのを(他)のハ、をレンベハの含混の		ムスの菌コびもそのを(他)のハ、をレンベハの含混の	
八九 %	.	差額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工
五九 %	.	差額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工
三九 %	.	差額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工
九 %	.	差額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工
八八 %	.	差額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工
五八 %	.	差額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工	とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工

〇九一
一

二一〇一
〇・九

コアとし
て計算し
たココア
の含有量
が全重量
の五%未
満のもの
に限るもの
とのとし、
他の項に
該当する
ものを除
く。
第一九・
○五項の
ベーカリ
ー製品製
造用の混
合物及び
練り生地
一、ミール
粉、小麦、
又はでん
粉の調製
一、小麦、
粉若しくは
裸麦、ラ
イ小食品
粉、小麦、
割りしひき
の、若しく
は、レシミ
の、大ら
くは、トト
ル、又は
べん粉を
以上を含
んでるも
のを含む
る。この
うのを含
んでるも
のを含む
る。

する調製、これらの中の物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のもの）を除く。）、米産品（小麦粉を含む）、米産品（小麦粉を含む）、米産品（裸）及びでん粉のうちが最大の重量を占めるもののうちの二〇〇一・第一別表第一（二）（二）に掲げたの二〇〇一号の第一別表第一（二）に掲げたの二〇〇一の適用を受けるもの以外のもの

ラロ一
ムグキ
ラロ一
ムグキ

產品 C 品 (小米 ラ麦産)	の以け適る B (号一第別) のめ重がを小品、粉及含麦産。品イ產品 B 外る用税に二の・一表うる量最含麦(小のびむ) 産品、を小品、 のもを率掲一ニ九第ちもを大む。品(大含麦(小米 もの受のげのの〇〇一) の占の) 品イ產品ちん) を裸麦む産(ラ麦産 錢二一きにラロー 三円三つムグキ
	錢四〇きにラロー 七円三つムグキ
	錢七九きにラロー 〇円二つムグキ
	錢九八きにラロー 三円二つムグキ
	錢一八きにラロー 七円二つムグキ
	錢四七きにラロー 〇円二つムグキ
	錢一五きに 七円六つ 四きに 円五つ

め重が、粉及含麦産。品イ產品 D る量最でのびむ産品、を小品、 もを大んうで。品(大含麦(小米 の占の粉ちん) を裸麦む産(ラ麦産 六きにラロー 円三つムグキ	の以け適る C (号一第別) うる量最む産品、粉及含麦産。品イ 外る用税に二の・一表ちもを大。品(大のびむ) 産品、を小 のもを率掲一ニ九第の占の) を裸麦うで。品(大含 もの受のげのの〇〇一) のめ重が含麦産ちん) を裸麦む 産
五きにラロー 円三つムグキ	
四きにラロー 円三つムグキ	
三きにラロー 円三つムグキ	
二きにラロー 円三つムグキ	
一きにラロー 円三つムグキ	

のもを率掲(号一第別) の除の餌用(莖(三) もの受のげ(三) の・一表うくも療又乳生 の以け適る) 一ニ九第ち。の法は幼生 外る用税にの〇〇一) を用食児地米	のもを率掲(D (号一第別) うるを麦(a) もの受のげ(a) 二の・一表ちも含で の以け適る) 一ニ九第の有ん 外る用税にのの〇〇一) のす粉小
錢九九きにラロー 〇円三つムグキ	
錢八八きにラロー 〇円三つムグキ	
錢七七きにラロー 〇円三つムグキ	
錢六六きにラロー 〇円三つムグキ	
錢五五きにラロー 〇円三つムグキ	
錢四四きにラロー 〇円三つムグキ	
	九一〇一 〇・九

四ら〇第除の餌用びッケのにえ五量計有物こも含一でシくも割粉は麦小麦(食粉又、一もそ ・第一〇くも療又乳ク) と限る % が量品れの有以んトはルのり、裸若麦、米のはミのの 〇第項四) の法は幼スキしるもを全ののらです上粉又ペ若、しひ麦し、ラ、料調で、穀他 四〇か・、を用食児及ミ、もの超八重合含の、るをのはレシミたきのく大イ小品製んル粉の	錢一五きに 七円六つ 四きに 円五つ
--	-----------------------------

食す上粉又べ若、しひ麦し、ラ、二の法は幼産類ご餅ごムドホリ压と限の〇重お爆合含組のへ製物項
料るをのはレしミたきのく大イ小ニを用食児品それそ、をクイに容しるも%量い状計有成天ミ食品まで
品調含一でツくしも割粉は麦小麦除の餌用(るらのだ及除クリッし器、もの以て態が量分然ル料ので
で製有以んトはルのり、裸若麦、米くも療又乳米に他んびくし入加のに上三全に乾ののク品調の

の以け適るA(一)号一第別のめ重が、粉及含麦産(一)品イ产品Aを用食児及ミ(一)え五重合含の、
外る用税に(二)の・一表うる量最米のびむ産品、を小品、除の餌用びシケる%量計有物これ
のもを率掲(一)九九第ちもを大産うで。品(大含麦へ小米くも療又乳クーもをのが量品これ
もの受のげのの〇〇一の占の品ちん)を裸麦む産ラ麦産(一)の法は幼スキの超八全のら

五きにラロー
円六つムグキ
にラロー
つムグキ

産(一)品イ产品C 品、を小品、 (大含麦(小米 裸麦む産ラ麦産	の以け適るB(一)号一第別のめ重がを小品、粉及含麦産(一)品イ产品B 外る用税に(二)の・一表うる量最含麦(小のびむ産品、を小品、 のもを率掲(一)九九第ちもを大む産ラ麦うで。品(大含麦(小米 もの受のげのの〇〇一の占の)品イ产品ちん)を裸麦む産ラ麦産
銭二一きにラロー 三円三つムグキ	
銭四〇きにラロー 七円三つムグキ	
銭七九きにラロー ○円二つムグキ	
銭九八きにラロー 三円二つムグキ	
銭一八きにラロー 七円二つムグキ	銭一 七
銭四七きにラロー ○円二つムグキ	四 五

を麦(一)め重が、粉及含麦産(一)品イ产品D 含で(一)る量最でのびむ産品、を小品、 有んもを大んうで。品(大含麦(小米 す粉小の占の粉ちん)を裸麦む産ラ麦産	の以け適るC(一)号一第別うる量最む産品、粉及含麦 外る用税に(二)の・一表ちもを大。品(大のびむ産 のもを率掲(一)九九第の占の)を裸麦うで。品 もの受のげのの〇〇一のめ重が含麦産ちん)を
六きにラロー 円三つムグキ	
五きにラロー 円三つムグキ	
四きにラロー 円三つムグキ	
三きにラロー 円三つムグキ	
二きにラロー 円三つムグキ	
一きにラロー 円三つムグキ	

のものを率掲(二号第一別)のを用食児品すれそ、(三 もの受のげ)の・一表う除の餌用(るらのだ二) の以け適る一九九第一ちくも療又乳米に他ん 外る用税にの〇〇一の法は幼産類こご餅	のものを率掲(二号第一別)うる もの受のげ)の・一表ち の以け適る一九九第一の 外る用税にのの〇〇一の
	銭九九きにラロー
	○円三つムグキ
	銭八八きにラロー
	○円三つムグキ
	銭七七きにラロー
	○円三つムグキ
	銭六六きにラロー
	○円三つムグキ
ラロー	銭五五きにラロー
ムグキ	○円三つムグキ
ラロー	銭四四きにラロー
ムグキ	○円三つムグキ
一四〇一 〇・九	○九一 四・
料たいせを穀除るにへた調そよめあく一物きへ加そ。しう穀一又び一え料たいせを穀 品調つて膨物物くも該他製のる加ら。ル及割粉工のをも物クはにクンば品調つて膨物物 製て又脹産又の当のを他調熱かをびり、穀他及除ろ(状フ粒)フ、(製て又脹産又 食得はさ品はをす項のしの理にじで除ミ穀ひ物のびくことのレ状並レコ例食得はさ品は	

銭一五きに
七円六つ
四きに
円五つ

第一別ちもむ小麦(二 一表の。麦(二 九第一の)をラ 〇一うの含イ小	のものを率掲(二号四第一別)うの二料の〇重有物つて膨かの含(又含イ小 もの受のげ)の・一表ちも)品調%量量品て又脹をいむ裸はむ小麦 の以け適る二一九第一の製以のがの得はさ單ず。麦大。麦(二 外る用税にの〇〇一の米食上五全含たいせにれ)を麦(二)をラ

銭一九きにラロー
七円五つムグキ
九きにラロー
円四つムグキ

二四〇一 〇・九	のものを率掲(二号四第一別)うのを麦(三 もの受のげ)の・一表ちも)含(三 の以け適る二一九第一のむ裸 外る用税にの〇〇一の)麦大	のものを率掲(二号四第一別)うのを麦(三 もの受のげ)の・一表ちも)含(三 の以け適る二一九第一のむ裸 外る用税にの〇〇一の)麦大
	銭二〇きにラロー	銭二〇きにラロー
	七円三つムグキ	○円三つムグキ
	銭五九きにラロー	銭四九きにラロー
	三円二つムグキ	○円二つムグキ
	銭八八きにラロー	銭六八きにラロー
	○円二つムグキ	○円二つムグキ
	七八きにラロー	銭八七きにラロー
	銭円二つムグキ	○円二つムグキ
	銭三七きにラロー	七七きにラロー
	三円二つムグキ	円二つムグキ
	銭六六きにラロー	銭二六きにラロー
	○円二つムグキ	○円二つムグキ

のものを率掲(一)号四第別うの二料の〇量品て膨かの含(一)又含イ小二品調かのた膨し物いレ
もの受のげ(二)の・一表ちも二品調%がの得脹をいむ裸はむ小麦製ら混穀脹クのつ
の以け適る(二)二九第の製以全含たさ單ず。麦大。麦(一)米食得合物さ又フた
外る用税にの〇〇一の米食上五重有物せにれ)を麦(一)をラ料た物とせはレ穀と

九きにラロー
円五つムグキ
九きにラロー
円四つムグキ

のものを率掲(一)号四第別うのを麦(三)
もの受のげ(三)の・一表ちも含(三)
の以け適る(二)二九第のむ裸
外る用税にの〇〇一の)麦大

のものを率掲(一)号四第別ちもむ小麦(二)
もの受のげ(二)の・一表の)麦(二)
の以け適る(二)二九第の)をラ
外る用税にの〇〇一うの含イ小

〇きにラロー	錢二〇きにラロー
円三つムグキ	〇円三つムグキ
九きにラロー	錢四九きにラロー
円二つムグキ	〇円二つムグキ
八きにラロー	錢六八きにラロー
円二つムグキ	〇円二つムグキ
七きにラロー	錢八七きにラロー
二つムグキ	〇円二つムグキ
七きにラロー	七きにラロー
円二つムグキ	円二つムグキ
六きにラロー	錢二六きにラロー
円二つムグキ	〇円二つムグキ

九四〇一 〇・九	三四〇一 〇・九
又二 は ラ 小 イ 麦	のものを率掲号四第別ちも一もそ もの受のげの・一表ののの の以け適る一九九第の米他 外る用税に〇〇一うのの
	の以け適る号四第別ち小ブ 外る用税に・一表麦ル のものを率掲三九第のガ もの受のげ〇〇一う一
	錢二〇きにラロー
	〇円三つムグキ
	錢四九きにラロー
	〇円二つムグキ
	錢六八きにラロー
	〇円二つムグキ
	錢八七きにラロー
	〇円二つムグキ
錢一九きにラロー	七きにラロー
七円五つムグキ	円二つムグキ
九きにラロー	錢二六きにラロー
円四つムグキ	〇円二つムグキ

〇一二 六・	
をす項品調 除るに(製 く。も該他食 この当の料	のものを率掲号四第別うの又三 もの受のげの・一表ちもは の以け適る三九九第の裸大 外る用税に〇〇一の麦麦
錢二〇きにラロー	錢二〇きにラロー
七円三つムグキ	〇円三つムグキ
錢五九きにラロー	錢四九きにラロー
三円二つムグキ	〇円二つムグキ
錢八八きにラロー	錢六八きにラロー
〇円二つムグキ	〇円二つムグキ
七八きにラロー	錢八七きにラロー
錢円二つムグキ	〇円二つムグキ
錢三七きにラロー	七きにラロー
三円二つムグキ	円二つムグキ
錢六六きにラロー	錢二六きにラロー
〇円二つムグキ	〇円二つムグキ

九六〇二
〇・
二

他 B の以け適る A ～号六第別ちもをのがのを麦(～)
の外る用税に一の・二表の超三全含む(～)
のものを率掲(～)二九一第一のえ○重有む裸
のもの受のげのの〇〇一ちもをのがの品調をのがのいむ裸はむ小麦米

錢一九きにラロー

七円五つムグキ

九きにラロー

円四つムグキ

率掲(～B ～号六第別ちもをのがのを麦(～)
のげ b 二の・二表の超三全含む(～)
適る) 二九一第一のえ○重有む裸
用税にののの〇〇一うる%量量)麦大

のもを率掲(～B ～号六第別の超三全含む小麦(～)
のもの受のげ a 二の・二表のえ○重有む(～)
の以け適る) 二九一第一のうる%量量)を(～)
外る用税にののの〇〇一ちもをのがの含イ小

錢二〇きにラロー

〇円三つムグキ

錢四九きにラロー

〇円二つムグキ

錢六八きにラロー

〇円二つムグキ

錢八七きにラロー

〇円二つムグキ

七きにラロー

円二つムグキ

錢二六きにラロー

〇円二つムグキ

一		名項品目		四			
〇第一表「い表下表率関 一〇う「税にこへ法税 ・四」と率ておの以別定		別表第一の四 場合の特別緊急加算関税率表(第七条の三関係)		二			
〇きにラロー及一八 円二つムグキび%・ 〇きにラロー及九七 円二つムグキび%・ 九きにラロー及七七 円一つムグキび%・ 九きにラロー及五七 円一つムグキび%・ 八きにラロー及三七 円一つムグキび%・ 八きにラロー及一七 円一つムグキび%・		のるさ輸で日三三八平か一四七平 もれ入にま一月年成ら日月年成 のるさ輸で日三三九平か一四八平 もれ入にま一月年成ら日月年成 もれ入にま一月年一平か一四九平 のるさ輸で日三三〇成ら日月年成 もれ入にま一月年一平か一四〇成 のるさ輸で日三三一成ら日月年一平 もれ入にま一月年一平か一四一成 もれ入にま一月年和ら日月年一平 のるさ輸で日三三七令か一四二成		税率	錢 円 四 に グ 一 七 八 つ ラ キ 六 一 き ム ロ 錢 円 四 に グ 一 七 七 つ ラ キ 四 〇 き ム ロ 錢 円 四 に グ 一 七 五 つ ラ キ 四 九 き ム ロ 錢 円 四 に グ 一 三 四 つ ラ キ 九 八 き ム ロ 錢 円 四 に グ 一 四 三 つ ラ キ 八 七 き ム ロ 錢 円 四 に グ 一 六 二 つ ラ キ 五 六 き ム ロ	錢 円 六 二 二 六 二 九 錢 円 六 〇 九 一 九 五 錢 円 五 九 三 五 九 五 錢 円 五 八 一 五 六 七 錢 円 五 八 五 五 五 三	
四		三		二			
一〇二四表関 に号・第税 掲の一〇〇率		物掲二一〇一四表関 品げ二号・第税 るにのの五〇〇率		品げ一〇一四表関 るに号・第税 物掲の二〇〇率			
にラロー及一 つムグキび%・ にラロー及一一 つムグキび%・ にラロー及八〇一 つムグキび%・ にラロー及五〇一 つムグキび%・ にラロー及二〇一 つムグキび%・ きにラロー及九九 一つムグキび%・		六円五きにラロー及一八 錢 五八四つムグキび%・ 八円四きにラロー及九七 錢 七六四つムグキび%・ 円三きにラロー及七七 錢 五四つムグキび%・ 二円二きにラロー及五七 錢 二三四つムグキび%・ 四円一きにラロー及三七 錢 四一四つムグキび%・ 七円九きにラロー及一七 錢 六九三つムグキび%・		八円四きにラロー及一八 錢 七二二つムグキび%・ 六円三きにラロー及九七 錢 五六二つムグキび%・ 三円三きにラロー及七七 錢 三〇二つムグキび%・ 一円二きにラロー及五七 錢 一四二つムグキび%・ 九円一きにラロー及三七 錢 八七二つムグキび%・ 七円一きにラロー及一七 錢 六一二つムグキび%・		錢 五三きにラロー及一八 六円四つムグキび%・ 錢 四二きにラロー及九七 四円四つムグキび%・ 錢 三一きにラロー及七七 三円四つムグキび%・ 錢 二〇きにラロー及五七 二円四つムグキび%・ 錢 一九きにラロー及三七 一円三つムグキび%・ 八きにラロー及一七 円 三つムグキび%・	錢 五五 ○
は二一一二四表関 第二号・第税 〇又のの二〇〇率		物掲二一九二四は二一一二四表関 品げ二号・第二号・第税 るにのの二〇〇又のの二〇〇率		物掲二二〇二四表関 品げ二号・第税 るにのの一〇〇率			
きにラロー及八九 三つムグキび%・ きにラロー及五九 三つムグキび%・ きにラロー及三九 三つムグキび%・ 六きにラロー及九 一三つムグキび%・ きにラロー及八八 三つムグキび%・ きにラロー及五八 三つムグキび%・		円三きにラロー及八九 四二つムグキび%・ 円二きにラロー及五九 八二つムグキび%・ 円二きにラロー及三九 二二つムグキび%・ 円一きにラロー及九 六二つムグキび%・ 円一きにラロー及八八 〇二つムグキび%・ 円〇きにラロー及五八 四二つムグキび%・		四円五きにラロー及一八 四一一つムグキび%・ 六円四きにラロー及九七 五七一ツムグキび%・ 七円四きにラロー及七七 六三一ツムグキび%・ 八円三きにラロー及五七 七九一ツムグキび%・ 九円三きにラロー及三七 八五一ツムグキび%・ 円三きにラロー及一七 二一つムグキび%・		四円五き 四一 六円四き 五七一 七円四き 六三一 八円三き 七九一 九円三き 八五一 円三 二	
五		物掲二九二四表関 品げ二号・第税 物掲の二〇〇率		物掲二二一二四表関 品げ二号・第税 るにのの二〇〇率			
二一一二四表関 二号・第税 にのの九〇〇率		品げ二九二四表関 るに号・第税 物掲の二〇〇率		品げ二二一二四表関 品げ二号・第税 るにのの二〇〇率			
きにラロー及八九 一つムグキび%・ きにラロー及五九 一つムグキび%・ きにラロー及三九 一つムグキび%・ 七円五きにラロー及八〇一 一四一ツムグキび%・ 七きにラロー及九 九一つムグキび%・ きにラロー及八八 一つムグキび%・ きにラロー及五八 一つムグキび%・		〇円六きにラロー及四一 錢 五二一ツムグキび%・ 三円五きにラロー及一一 錢 三八一ツムグキび%・ 七円五きにラロー及八〇一 七円五きにラロー及七七 錢 一四一ツムグキび%・ 円五きにラロー及五〇一 〇一つムグキび%・ 三円四きにラロー及二〇一 錢 八五一ツムグキび%・ 七円四きにラロー及九九 六一一ツムグキび%・		〇円六きにラロー及一八 錢 五二一ツムグキび%・ 三円五きにラロー及九七 三八一ツムグキび%・ 七円五きにラロー及七七 一四一ツムグキび%・ 円五きにラロー及五七 〇一つムグキび%・ 三円四きにラロー及三七 錢 八五一ツムグキび%・ 七円四きにラロー及一七 六一一ツムグキび%・		〇円六き 五二一 三円五き 三八一 七円五き 一四一 円五き 〇一つ 三円四き 七円四き 七円四き 六一一	

七	六	五	四	三	二	一
品 げ 一〇三四表 関 るに号・ 第税 物掲の二〇〇率	品 げ 二九二四表 関 るに号・ 第税 物掲の九〇〇率	物掲 二一九二四表 関 品 げ 二 号・ 第税 るにのの九〇〇率	品 げ 二一二四表 関 るに号・ 第税 物掲の九〇〇率	品 げ 二一四表 関 るに号・ 第税 物掲の九〇〇率	品 げ 二一四表 関 るに号・ 第税 物掲の九〇〇率	品 げ 二一四表 関 るに号・ 第税 物掲の九〇〇率
四きにラロー及四一一 九三つムグキび%・	錢一七きにラロー及八九 七円九つムグキび%・	七円九きにラロー及八九 錢六四一つムグキび%・	錢一七きにラロー及一八 七円九つムグキび%・	七円九錢	七円九錢	七円九錢
四きにラロー及一一一 〇三つムグキび%・	錢六四きにラロー及五九 七円九つムグキび%・	七円八きにラロー及五九 錢六九一つムグキび%・	錢六四きにラロー及九七 七円八錢	七円八錢	七円八錢	七円八錢
三きにラロー及八〇一 一三つムグキび%・	錢一二きにラロー及三九 七円九つムグキび%・	七円八きにラロー及三九 錢六四一つムグキび%・	錢一二きにラロー及七七 七円八錢	七円九つムグキび%・	七円九つムグキび%・	七円九つムグキび%・
二きにラロー及五〇一 二三つムグキび%・	錢六九きにラロー及九 七円八つムグキび%・	七円七きにラロー及九 錢六九一つムグキび%・	錢六九きにラロー及五七 七円七錢	七円八つムグキび%・	七円八つムグキび%・	七円八つムグキび%・
一きにラロー及二〇一 三三つムグキび%・	錢一七きにラロー及八八 七円八つムグキび%・	七円七きにラロー及八八 錢六四一つムグキび%・	錢一七きにラロー及三七 七円七錢	七円八つムグキび%・	七円八つムグキび%・	七円八つムグキび%・
円〇きにラロー及九九 五三つムグキび%・	錢六四きにラロー及五八 七円八つムグキび%・	七円六きにラロー及五八 錢六九一つムグキび%・	錢六四きにラロー及一七 七円六錢	七円八つムグキび%・	七円八つムグキび%・	七円八つムグキび%・

九	八
二一〇四四表関 品号・第税 にのの一〇〇率	物掲二一〇三四表関 品げ二号・第税 るにのの九〇〇率
きにラロー及四一一 一つムグキび%・	八円九きにラロー及四一一 錢二一三つムグキび%・
きにラロー及一一一 一つムグキび%・	二円八きにラロー及一一一 錢二一三つムグキび%・
きにラロー及八〇一 一つムグキび%・	七円七きにラロー及八〇一 錢一一三つムグキび%・
きにラロー及五〇一 一つムグキび%・	一円六きにラロー及五〇一 錢一一三つムグキび%・
きにラロー及二〇一 一つムグキび%・	錢円五きにラロー及二〇一 六一三つムグキび%・
四きにラロー及九九 一一つムグキび%・	円四きにラロー及九九 一三つムグキび%・
	物掲二一〇三四表関 品げ二号・第税 るにのの九〇〇率
	四円五きにラロー及四一一 錢四一一つムグキび%・
	六円四きにラロー及一一一 錢五七一つムグキび%・
	七円四きにラロー及八〇一 錢六三一つムグキび%・
	八円三きにラロー及五〇一 錢七九一つムグキび%・
	九円三きにラロー及二〇一 錢八五一つムグキび%・
	円三きにラロー及九九 二一つムグキび%・

○一 物掲二一〇四四表関 品げ二号・第税 るにのの九〇〇率		物掲二一〇四四表関 品げ二号・第税 るにのの九〇〇率		物掲二一〇四四表関 品げ二号・第税 るにのの一〇〇率		物掲二一〇四四表関 品げ二号・第税 るにのの一〇〇率	
七円五きにラロー及四一一 錢	八円五きにラロー及四一一 錢	一円六きにラロー及四一一 錢	○円六 錢	六九二つムグキび%・	七二一ツムグキび%・	六二二つムグキび%・	五二 錢
円五きにラロー及一一一 つムグキび%・	九円四きにラロー及一一一 錢	九円五きにラロー及一一一 錢	三円五 錢	三二つムグキび%・	八八一ツムグキび%・	八五二つムグキび%・	三八 錢
三円四きにラロー及八〇一 つムグキび%・	円四きにラロー及八〇一 錢	七円四きにラロー及八〇一 錢	七円五 錢	三六二つムグキび%・	五一ツムグキび%・	一九二つムグキび%・	一四 圓
七円三きにラロー及五〇一 つムグキび%・	一円四きにラロー及五〇一 錢	四円四きにラロー及五〇一 錢	四五 圓	六九二つムグキび%・	一一一ツムグキび%・	四二二ツムグキび%・	〇 錢
円三きにラロー及二〇一 つムグキび%・	二円三きにラロー及二〇一 錢	二円三きにラロー及二〇一 錢	三円四 錢	三二つムグキび%・	二七一ツムグキび%・	七五二つムグキび%・	八五 錢
三円三きにラロー及九九 三つムグキび%・	三円三きにラロー及九九 三六二つムグキび%・	三円三きにラロー及九九 三三一ツムグキび%・	円二きにラロー及九九 九二つムグキび%・	七円 錢	六		

二一	一一
この三一第三一第二二〇三七表関 二二三三〇三〇二号・第税 、の号・七、・七、のの一〇率 ○円三きにラロー 錢五五一つムグキ	物掲の九〇第二〇五四表関 品げ二〇五〇又号・第税 るに号・四はの一〇〇率 円四きにラロー及四一一 三四つムグキび%・
円三きにラロー 二二つムグキ ○円二きにラロー 錢五八一ツムグキ	七円三きにラロー及一一 錢六一四つムグキび%・
円二きにラロー 五一ツムグキ ○円二きにラロー 錢五一一ツムグキ	三円二きにラロー及八〇一 錢三〇四つムグキび%・
円一きにラロー 八一ツムグキ	円〇きにラロー及五〇一 九四つムグキび%・
	七円九きにラロー及二〇一 錢六七三つムグキび%・
	三円八きにラロー及九九 錢三六三つムグキび%・
	品げ一〇五四は〇五〇一〇五四表関 るに号・第号・四、号・第税 物掲の九〇〇又二〇第の一〇〇率 七円七きにラロー及四一一 錢六六三つムグキび%・
	円六きにラロー及一一 七三つムグキび%・
	三円五きにラロー及八〇一 錢三七三つムグキび%・
	七円四きにラロー及五〇一 六七三つムグキび%・
	円三きにラロー及二〇一 八三つムグキび%・
	三円二きにラロー及九九 錢三八三つムグキび%・

三一 九〇第九〇第一〇第一一〇表関 九一一一一九一一号・第税 号・〇、・〇、・〇、一〇一率 銭一一きにラロー	物掲二〇三七は二の六一第二の五一第二の三一第二の三一第一 品げ二〇三〇二二〇三〇二二九三〇二二五三〇二二四三〇 るにのの九一〇又の号・七、の号・七、の号・七、の号・七、 一円二つムグキ 銭五〇きにラロー
六円二つムグキ 〇きにラロー	円 二つムグキ 銭四九きにラロー
四円一つムグキ 銭八八きにラロー	九円二つムグキ 銭三八きにラロー
三円一つムグキ 銭四四きにラロー	

B二の九〇第B二一〇一一九四一五しの二〇第の一〇第一〇第の九〇第〇一一表関 に二一〇一一又二号・九、号・一、く一〇三一二九三一一三一二〇二一号・第税 掲の号・九はののの二〇第の二〇第は若号・一、号・一、一、号・一、〇〇一率 銭四四きにラロー	品げ二〇八一又 るに号・〇は 物掲の六〇第 四円三つムグキ 銭五三きにラロー
六円三つムグキ 銭六二きにラロー	七円三つムグキ 銭七一きにラロー
八円三つムグキ 銭八〇きにラロー	九円三つムグキ 〇きにラロー
〇きにラロー	円 三つムグキ

三〇第二の二〇第二二〇四九表関 〇四一二二〇四一二号・第税 号・九、の号・九、のの一〇一率 銭五二きにラロー	物掲D二一〇一九はD二の二〇第一八一表関 品げ二〇二号・第二二〇一一号・第税 るにののの九〇一又ののの号・九、一〇一率 銭三一きにラロー	品げ一九四一表関 るに号・第税 物掲の一〇一率 銭八二きにラロー	品げる る 物
〇円三つムグキ 銭六一きにラロー	三円五つムグキ 〇きにラロー	九円四つムグキ 銭七一きにラロー	
七円三つムグキ 銭八〇きにラロー	円 五つムグキ 銭六八きにラロー	八円四つムグキ 銭六〇きにラロー	
三円三つムグキ 〇きにラロー	七円四つムグキ 銭三七きにラロー	七円四つムグキ 銭五九きにラロー	
円 三つムグキ 銭一九きにラロー	三円四つムグキ 六きにラロー	六円三つムグキ 銭四八きにラロー	
七円二つムグキ 銭三八きにラロー	円 四つムグキ 銭六四きにラロー	四円三つムグキ 銭三七きにラロー	
三円二つムグキ 銭四四きにラロー	七円四つムグキ 七円四つムグキ	三円三つムグキ 銭三七きにラロー	

四一 〇第C二一〇一一四〇三一一九三一一〇二一表関 一一又二号・九、号・一、号・一、号・一、第税 ・九はののの二〇第の二〇第の一〇第の九〇一率 銭八一きにラロー	物掲〇三〇は〇三〇表関 品げ号・第二〇四一 るに九〇一又一〇一率 銭九四きにラロー	物掲B二二〇六一はの九〇第一 品げ二〇二号・第二〇四一 るにののの九〇二又号・九 銭九四きにラロー
三円三つムグキ 一きにラロー	四円一つムグキ 銭五四きにラロー	
円 三つムグキ 銭一〇きにラロー	六円一つムグキ 銭一四きにラロー	
七円三つムグキ 銭三九きにラロー	七円一つムグキ 銭七三きにラロー	
三円二つムグキ 銭五八きにラロー	八円一つムグキ 銭三三きにラロー	
〇円二つムグキ 銭六七きにラロー	九円一つムグキ 三きにラロー	
七円二つムグキ 銭四四きにラロー	円 一つムグキ	

品 げ 三 九 四 一 表 関 る に 号 ・ 第 稅 物 揭 の 二 ○ 一 率	品 げ 三 九 四 一 表 関 る に 号 ・ 第 稅 物 揭 の 一 ○ 一 率	品 げ C 二 の 九 る に 二 一 ○ 物 揭 の 号
錢 三 四 き に ラ ロ 一 九 円 二 つ ム グ キ	錢 二 二 き に ラ ロ 一 八 円 四 つ ム グ キ	錢 七 四 き に ラ ロ 一 八 円 三 つ ム グ キ
錢 七 三 き に ラ ロ 一 八 円 二 つ ム グ キ	錢 二 一 き に ラ ロ 一 二 円 四 つ ム グ キ	錢 八 三 き に ラ ロ 一 九 円 三 つ ム グ キ
錢 一 三 き に ラ ロ 一 七 円 二 つ ム グ キ	錢 一 ○ き に ラ ロ 一 七 円 四 つ ム グ キ	錢 三 き に ラ ロ 一 三 つ ム グ キ
錢 五 二 き に ラ ロ 一 六 円 二 つ ム グ キ	錢 一 九 き に ラ ロ 一 一 円 三 つ ム グ キ	錢 一 二 き に ラ ロ 一 一 円 三 つ ム グ キ
錢 九 一 き に ラ ロ 一 四 円 二 つ ム グ キ	錢 六 八 き に ラ ロ 一 六 円 三 つ ム グ キ	錢 二 一 き に ラ ロ 一 二 円 三 つ ム グ キ
錢 三 一 き に ラ ロ 一 三 円 二 つ ム グ キ	錢 七 き に ラ ロ 一 七 円 三 つ ム グ キ	錢 三 ○ き に ラ ロ 一 三 円 三 つ ム グ キ

二の四一
九表関品げA二〇六一は二の二〇第一の一〇第一の二〇第二の一〇第四〇第三〇第二〇第一〇六〇表関
物掲
第税 るに一 号・ 第一〇四一二〇四一二九四一二九四一〇六一〇六一〇六一号・ 第税
〇一率 物掲のの九〇二又の号・九、の号・九、号・一、の号・一、〇、〇、〇、一〇一率
る

表関品げA_{一〇一九}は_三くA_二の二〇第_二三〇三一四九三一三〇二一表関
も超〇の全有米ち品げ一〇四
のえ%重量ののるに号・
るを三量が含う物掲の九
第税るに二号・第三若_二一〇一一二号・一、号・一、号・一率
一率物掲ののの九〇一又はしのの号・九、のの二〇第_一〇第_一〇九〇一率

二円二きにラロー 銭七八一つムグキ	二円二きにラロー 円二きにラロー 五一一つムグキ

八一	七一	六一	五一	四一
う物掲九八一表関 ち品げ号・ 第税 のるに一〇一率	物掲四八一表関 品げ号・ 第税 るに一〇一率	物掲三八一表関 品げ号・ 第税 るに一〇一率	物掲二八一表関 品げ号・ 第税 るに一〇一率	も超〇の全有米う物掲(三一〇一九 のえ% 重量のち品げ)号・ るを三量が含 のるにのの九〇
五きにラロー	銭五五きにラロー	銭五五きにラロー	銭五五きにラロー	
円四つムグキ	○円四つムグキ	○円四つムグキ	○円四つムグキ	
四きにラロー	銭三四きにラロー	銭三四きにラロー	銭三四きにラロー	
円四つムグキ	三円四つムグキ	三円四つムグキ	三円四つムグキ	
三きにラロー	銭一三きにラロー	銭一三きにラロー	銭一三きにラロー	
円四つムグキ	七円四つムグキ	七円四つムグキ	七円四つムグキ	
二きにラロー	二きにラロー	二きにラロー	二きにラロー	
円四つムグキ	四つムグキ	四つムグキ	四つムグキ	
〇きにラロー	銭八〇きにラロー	銭八〇きにラロー	銭八〇きにラロー	
円四つムグキ	三円四つムグキ	三円四つムグキ	三円四つムグキ	
九きにラロー	銭六九きにラロー	銭六九きにラロー	銭六九きにラロー	
円三つムグキ	七円三つムグキ	七円三つムグキ	七円三つムグキ	

一 二	○ 二	九 一
の第一率関う物掲ニニニは一二二表関物掲○二ニ表関適規一三法税ち品げ号・第号・第税品げ号・第税用定項条第定のるに四〇一又四〇一率るに三〇一率	物掲○八一表関品げ号・第税るに二〇一率	の外んサう物掲九八一表関の粉ゴち品げ号・第税も以でのるに一〇一率
四円三きにラロー 錢九五二つムグキ	錢五五きにラロー ○円四つムグキ	錢五五きにラロー ○円四つムグキ
九円二きにラロー 錢八九二つムグキ	錢三四きにラロー 三円四つムグキ	錢三四きにラロー 三円四つムグキ
三円二きにラロー 錢八三二つムグキ	錢一三きにラロー 七円四つムグキ	錢一三きにラロー 七円四つムグキ
八円一きにラロー 錢七七二つムグキ	二きにラロー 円四つムグキ	二きにラロー 円四つムグキ
二円一きにラロー 錢七一二つムグキ	錢八〇きにラロー 三円四つムグキ	錢八〇きにラロー 三円四つムグキ
七円〇きにラロー 錢六五二つムグキ	錢六九きにラロー 七円三つムグキ	錢六九きにラロー 七円三つムグキ
<hr/>		
は二一〇一九表関品げA二一〇一九は二一〇一一A二の九〇第一〇六八表関るに二号・第一号・九、二〇六一、二号・第一税物掲ののの二〇一又のの一〇第一のの号・八、のの二〇一率	七円五きにラロー及一九 錢六九二つムグキび%	品げ一九二二表関のなをるに号・第一税物掲の九一一率
四つムグキび%・ きにラロー及九八	円五きにラロー及九八	一四円六、つムグキ
四つムグキび%・ きにラロー及六八	三二つムグキび%・ 三円四きにラロー及六八	六円四、つムグキ
四つムグキび%・ きにラロー及四八	三六二つムグキび%・ 七円三きにラロー及四八	七円一、つムグキ
四つムグキび%・ きにラロー及二八	六九二つムグキび%・ 円三きにラロー及二八	八円八きにラロー
三つムグキび%・ きにラロー及九七	三二つムグキび%・ 三円二きにラロー及九七	七六九つムグキ
三つムグキび%・	三六二つムグキび%・	九円五きにラロー
<hr/>		
四 二	品げ A 二一〇一九表関るに二号・第一税物掲ののの九〇一率	品げ B 二一〇一九表関るに二号・第一税物掲ののの九〇一率
二一〇一九は二一〇一九表関二号・第二号・第一税ののの九〇一又のののの二〇一率	品げ B 二一〇一九表関るに二号・第一税物掲ののの九〇一率	品げ A 二一〇一九表関るに二号・第一税物掲ののの二〇一率
錢五五きにラロー ○円四つムグキ	円四きにラロー及四一 三四つムグキび%・	七円五きにラロー及四一 錢六九二つムグキび%・
錢三四きにラロー 三円四つムグキ	七円三きにラロー及一一 錢六一四つムグキび%・	円五きにラロー及一一 三二つムグキび%・
錢一三きにラロー 七円四つムグキ	三円二きにラロー及八〇一 三〇四つムグキび%・	三円四きにラロー及八〇一 錢三六二つムグキび%・
四つムグキ 円	円〇きにラロー及五〇一 九四つムグキび%・	七円三きにラロー及五〇一 錢六九二つムグキび%・
錢八〇きにラロー 三円四つムグキ	七円九きにラロー及二〇一 六七三つムグキび%・	円三きにラロー及二〇一 三二つムグキび%・
錢六九きにラロー 七円三つムグキ	三円八きにラロー及九九 三六三つムグキび%・	三円二きにラロー及九九 三六二つムグキび%・
<hr/>		
六 二	品げ A 二の二〇第一 B 二二二一表関るに二〇一二又二号・第一税物掲のの号・一はののの一〇二率	品げ B 二の二〇第一 A 二二二一表関るに二〇一二又二号・第一税物掲のの号・一はののの一〇二率
品げ一〇六一表関るに号・第一税物掲の一〇二率	品げ B 二の二〇第一 B 二二二一表関るに二〇一二又二号・第一税物掲のの号・一はののの一〇二率	品げ A 二の二〇第一 A 二二二一表関るに二〇一二又二号・第一税物掲のの号・一はののの一〇二率
四きにラロー及四一 一四つムグキび%・	円四きにラロー及四一 三四つムグキび%・	七円五きにラロー及四一 錢六九二つムグキび%・
三きにラロー及一一 ○四つムグキび%・	七円三きにラロー及一一 六一四つムグキび%・	円五きにラロー及一一 三二つムグキび%・
一四つムグキび%・ きにラロー及八〇一	三円二きにラロー及八〇一 三〇四つムグキび%・	三円四きにラロー及八〇一 錢三六二つムグキび%・
四つムグキび%・ 〇きにラロー及五〇一	円〇きにラロー及五〇一 九四つムグキび%・	七円三きにラロー及五〇一 錢六九二つムグキび%・
七四つムグキび%・ 九きにラロー及二〇一	七円九きにラロー及二〇一 六七三つムグキび%・	円三きにラロー及二〇一 三二つムグキび%・
六三つムグキび%・ 円八きにラロー及九九	三円八きにラロー及九九 三六三つムグキび%・	三円二きにラロー及九九 三六二つムグキび%・
五三つムグキび%・		

七二				
○六一表関 号・第税 の九〇二率	の外るの下〇超〇量が含物五四一用調う物掲二一〇六一表関 の。にの%え%の全有品項・第製ち品げ二号・第税 も以限も以七を三重量のの〇〇脂食のるにのの九〇二率	物掲二一〇六一表関 品げ二号・第税 るにのの九〇二率		
一及四一一 キび%・	円四きにラロー及四一一 三四つムグキび%・	七円五きにラロー及四一一 錢六九二つムグキび%・	七円 錢六	
一及一一一 キび%・	七円三きにラロー及一一一 錢六一四つムグキび%・	円五きにラロー及一一一 三二つムグキび%・	三円 錢三	
一及八〇一 キび%・	三円二きにラロー及八〇一 錢三〇四つムグキび%・	三円四きにラロー及八〇一 錢三六二つムグキび%・	円一 九	
一及五〇一 キび%・	円〇きにラロー及五〇一 九四つムグキび%・	七円三きにラロー及五〇一 錢六九二つムグキび%・	七円 錢六	
一及二〇一 キび%・	七円九きにラロー及二〇一 錢六七三つムグキび%・	円三きにラロー及二〇一 三二つムグキび%・	三円 錢三	
ロー及九九 グキび%・	三円八きにラロー及九九 錢三六三つムグキび%・	三円二きにラロー及九九 錢三六二つムグキび%・		

三	関税率表第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の(一)に掲げる物品
四	関税率表第〇四〇一・五〇号の(二)に掲げる物品
五	関税率表第〇四〇二・一〇号の一に掲げる物品
六	関税率表第〇四〇二・一〇号の(二)に掲げる物品のうち
七	学校等給食用のもの
八	関税率表第〇四〇一・一〇号の一の(二)に掲げる物品
九	関税率表第〇四〇一・一一号の一の(一)に掲げる物品
一〇	関税率表第〇四〇一・一一号の一の(二)に掲げる物品
一一	関税率表第〇四〇一・一一号の(一)に掲げる物品のうち 学校等給食用のもの
一二	関税率表第〇四〇二・一一号の(二)に掲げる物品のうち に掲げる物品のうち
一三	関税率表第〇四〇二・一一号の(二)に掲げる物品のうち に掲げる物品
一四	関税率表第〇四〇二・一一号の(二)に掲げる物品
一五	関税率表第〇四〇一・二九号の(一)の(二)に掲げる物品
一六	関税率表第〇四〇二・二九号の(二)に掲げる物品
一七	関税率表第〇四〇一・九一号の(一)の(二)に掲げる物品
一八	関税率表第〇四〇一・九一号の(二)に掲げる物品
一九	関税率表第〇四〇一・九九号の(一)の(二)に掲げる物品
二〇	関税率表第〇四〇一・九九号の(二)に掲げる物品
二一	関税率表第〇四〇三・二〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(一)に掲げる物品

二三	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(二) に掲げる物品
二四	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(三) に掲げる物品
二五	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(一) に掲げる物品
二六	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(二) に掲げる物品
二七	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(一) に掲げる物品
二八	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(二) に掲げる物品
二九	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(三) に掲げる物品
三〇	関税率表第〇四〇五・一〇号の一、第〇四〇五・二〇号又は第〇四〇五・九〇号の一の(三) に掲げる物品
三一	関税率表第〇四〇五・一〇号の二又は第〇四〇五・九〇号の二に掲げる物品
三四	関税率表第〇七一三・三三号の二の(二) に掲げる物品
三二	関税率表第〇七一三・三三号の二の(二) に掲げる物品
三四	関税率表第〇七一三・三三号に掲げる物品 に掲げる物品
三五	関税率表第〇七一三・三四号の二の(二) に掲げる物品
三六	関税率表第〇七一三・三九号の二の(二) に掲げる物品
三七	関税率表第〇七一三・三九号の二の(二) に掲げる物品のうち 竹小豆
三八	関税率表第〇七一三・五〇号の二の(二) に掲げる物品
三九	関税率表第〇七一三・六〇号の二の(二) 又は第〇七一三・九〇号の二の(二)に掲 げる物品
四〇	関税率表第一〇〇一・九一号又は第一〇〇 一・九九号に掲げる物品のうち メスリン
四一	関税率表第一〇〇一・九一号に掲げる物品 のうち

八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七五	七四	七三	七二	七一	七〇
のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・九〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のCに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・一〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一八〇六・二〇号の一の(二)
のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・九〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のCに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・一〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一八〇六・九〇号の一の(二)
のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・九〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のCに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・一〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一八〇六・九〇号の一の(二)
のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・九〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のCに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のBに掲げる物品	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・一〇号の一の(二)	のAに掲げる物品	関税率表第一八〇六・九〇号の一の(二)

八三	関税率表第一九〇〇一・九〇号の一の(二) のCに掲げる物品
八四	関税率表第一九〇〇一・九〇号の一の(二) のDの(b)に掲げる物品
八五	関税率表第一九〇〇一・九〇号の一の(三) のDの(a)に掲げる物品
八六	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品のうち
八七	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品
八八	削除
八九	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品
九〇	関税率表第一九〇〇四・九〇号の三に掲げる 四・九〇号の二に掲げる物品
九一	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品
九二	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品
九三	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品
九四	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品
九五	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品
九六	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの に掲げる物品

従肉き、ラ一税(2) 量に、ムキ価(2) 税係部にロ格 適る分つグが課	下じお○第の。格てを定(一)そにのさ内めの應区かてに・びこう価に の)い六〇項以を得控め(1)のれ応のれに表するに同じお○第の。格定 もて項二及下いた除る号ぞじ、分も入間定こ対該)い六〇項以を の以同に・びこう価し額にのれ、分も入間定こ対該)い六〇項以を
一円三きにラロー 銭一七七つムグキ	
三円一きにラロー 銭二八七つムグキ	
三円九きにラロー 銭三九六つムグキ	
四円八きにラロー 銭四〇六つムグキ	
六円六きにラロー 銭五一六つムグキ	
七円四きにラロー 銭六二六つムグキ	

下じお○第の。格て数を五〇の六(例定(一)号ぞじ区る輸期にるにのさ内めの第係入該格準に岐に、格用
の。い六〇項以を得で加・場・例め)3れ、分も入間定こ対該のれにる二一る価基を、部点係部を
もて項二及下いた除えに〇合五ば、こそにのさ内めの別格準に入る分価る分超度
の以同に・びこう価した一六は%、率にのれ応のれにる表す分も入間定三表に輸当価基肉格分肉え価

一三〇〇 九・二	
も格用従肉き、ラ一税(1)他二もそ の以限量に、ムキ価(1)のの 下度税係部にロ格 適る分つグが課のの	る格分肉き、ラ一税(3) もを岐に、ムキ価(3) の超点係部にロ格 え価る分つグが課
三きにラロー	五六 %
七七つムグキ	。
一きにラロー	四六 %
八七つムグキ	。
九きにラロー	三六 %
九六つムグキ	。
八きにラロー	六 %
〇六つムグキ	。
六きにラロー	九五 %
一六つムグキ	。
四きにラロー	七五 %
二六つムグキ	。

〇〇 二	
半枝も冷凍した 丸肉の枝及び 枝及肉びた	る格分肉き、ラ一税(3) もを岐に、ムキ価(3) の超点係部にロ格 え価る分つグが課
五六 %	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
四六 %	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
三六 %	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
六 %	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
九五 %	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ
七五 %	差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ

格税と価輸基係肉きにラロー	三円三きにラロー
と価課格入準るに枝つムグキ	錢二八五つムグキ
格税と価輸基係肉きにラロー	円二きにラロー
と価課格入準るに枝つムグキ	四五五つムグキ
格税と価輸基係肉きにラロー	七円〇きにラロー
と価課格入準るに枝つムグキ	錢七九五つムグキ
格税と価輸基係肉きにラロー	六円九きにラロー
と価課格入準るに枝つムグキ	錢五五四つムグキ
格税と価輸基係肉きにラロー	三円八きにラロー
と価課格入準るに枝つムグキ	錢三一四つムグキ

三三〇〇

二三〇〇

分岐点価に係る部分をき、ラムにつけた一キロログが課税価格が(3)

勘定方帳会計	支拂方内元勘定方帳会計	支拂方内元勘定方帳会計
差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ	一円三きにラロー 錢一七七つムグキ	
差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ	三円一きにラロー 錢一八七つムグキ	
差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ	三円九きにラロー 錢三九六つムグキ	
差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ	四円八きにラロー 錢四〇六つムグキ	
差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ	六円六きにラロー 錢五一六つムグキ	
差と価課格入準るに分きにラロー 額の格税と価輸基係肉部つムグキ	七円四きにラロー 錢六二六つムグキ	

	三六〇〇 ○・二	○二〇 六・
も 格 用 従 肉 き ラ 一 稅 (1) の 二 他 二 も 冷 藏 の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超	、 す 肉 、 馬 、 や 豚 、 馬 又 羊 (牛) く	の 以 限 量 に ム キ 価 (1) の 二 他 二 も 冷 藏 の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超
の 以 限 量 に ム キ 価 (1) の 二 他 二 も 冷 藏 の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超	、 す 肉 、 馬 、 や 豚 、 馬 又 羊 (牛) く	の 以 限 量 に ム キ 価 (1) の 二 他 二 も 冷 藏 の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超
下 度 税 係 部 に ロ 格 の も そ に し 及 鮮 も の の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超	、 す 肉 、 馬 、 や 豚 、 馬 又 羊 (牛) く	の 以 限 量 に ム キ 価 (1) の 二 他 二 も 冷 藏 の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超
の 価 適 る 分 つ グ が 課 も そ に し 及 鮮 も の の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超	、 す 肉 、 馬 、 や 豚 、 馬 又 羊 (牛) く	の 以 限 量 に ム キ 価 (1) の 二 他 二 も 冷 藏 の 生 の も 的 は 食 用 の る も の 超
三きにラロー		五 六 % .
七七つムグキ		四 六 % .
一きにラロー		三 六 % .
八七つムグキ		六 % .
九きにラロー		九 五 % .
九六つムグキ		七 五 % .
八きにラロー		
○六つムグキ		
六きにラロー		
一六つムグキ		
四きにラロー		
二六つムグキ		

限た(豚の冷の凍ものにしのるもを岐に超点係部にロ格え価る分つグが課	の格分肉きラ一税(3)	の以岐に格用従肉きラ一税(2)
五 六 % .	差と価課格入準るに分きにラロー	一 円 錢 一
四 六 % .	額の格税と価輸基係肉部つムグキ	三 円 錢 一
三 六 % .	差と価課格入準るに分きにラロー	三 円 錢 三
六 % .	額の格税と価輸基係肉部つムグキ	四 円 四
九 五 % .	差と価課格入準るに分きにラロー	六 円 五
七 五 % .	額の格税と価輸基係肉部つムグキ	七 円 六

の以岐に格用従肉きラ一税(2)	も格用従肉きラ一税(1)の二他二もの以限量にムキ価(1)の二他二のの他	四六〇〇 九・二
下点係部を限量にムキ価(2)	の以限量にムキ価(1)の二他二のの他	
の価る分超度税係部にロ格	下度税係部にロ格	
も格分肉え価適る分つグが課	の価適る分つグが課	
るに分きにラロー	一円三きにラロー	
基係肉部つムグキ	錢一七七つムグキ	
るに分きにラロー	三円一きにラロー	
基係肉部つムグキ	錢二八七つムグキ	
るに分きにラロー	三円九きにラロー	
基係肉部つムグキ	錢三九六つムグキ	
るに分きにラロー	四円八きにラロー	
基係肉部つムグキ	錢四〇六つムグキ	
るに分きにラロー	六円六きにラロー	
基係肉部つムグキ	錢五一六つムグキ	
るに分きにラロー	七円四きにラロー	
基係肉部つムグキ	錢六二六つムグキ	

一〇一〇 一・二	一二〇 ○・
き ラ 一 稅 (1) 限の (しらびびも骨付の肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	差と価課格入準
ムキ価(1)るも骨付の肉をに肩も付の肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	額の格税と価輸
豚にロ格(2)の付も分こ肉肉き肉ル及び用にくに肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	差と価課格入準
肉つグが課にきの割れ並及の	額の格税と価輸
き ラ 一 稅 (1) 限の (しらびびも骨付の肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	差と価課格入準
ムキ価(1)るも骨付の肉をに肩も付の肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	額の格税と価輸
豚にロ格(2)の付も分こ肉肉き肉ル及び用にくに肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	差と価課格入準
肉つグが課にきの割れ並及の	額の格税と価輸
き ラ 一 稅 (1) 限の (しらびびも骨付の肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	差と価課格入準
ムキ価(1)るも骨付の肉をに肩も付の肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	額の格税と価輸
豚にロ格(2)の付も分こ肉肉き肉ル及び用にくに肉の粉の肉又は並に乾漬し、肉の及るも格分岐にムキ価(3)	差と価課格入準
肉つグが課にきの割れ並及の	額の格税と価輸

(2) 課題
税価格が
一キログラムにつ
き、豚肉
加工品に
係る分岐
点価格を

一・五を乗じて得これに
の以下同じ。○二第一及び第六項におい項に同じ。以う。価格をたたかへる。

一〇一

九〇一〇
九・二

下点係加きラ一税(1)も一もそ含ミの肉又はその の価値る工ムキ価ののむ。粉のく(他) も格分品豚にロ格豚他ル及食用く(他) の以岐に肉つグが課ののをび用ず肉の	の超点係加きラ一税(2)も一もそ含ミの肉又はその の価値る工ムキ価ののむ。粉のく(他) も格分品豚にロ格豚他ル及食用く(他) の以岐に肉つグが課ののをび用ず肉の
準るに工肉きにラロー	一三一 %
輸基係品加豚つムグキ	七二一 %
準るに工肉きにラロー	四二一 %
輸基係品加豚つムグキ	二一 %
準るに工肉きにラロー	七一一 %
輸基係品加豚つムグキ	三一一 %
準るに工肉きにラロー	差とたて 額の額得
輸基係品加豚つムグキ	差とたて 額の額得
準るに工肉きにラロー	差とたて 額の額得
輸基係品加豚つムグキ	差とたて 額の額得
準るに工肉きにラロー	差とたて 額の額得
輸基係品加豚つムグキ	差とたて 額の額得
輸基係品加豚つムグキ	差とたて 額の額得

四二〇一
一・六○六一
二・一

コ及一も分びも豚類及ずた処に又調そ ンびの割こものび肉肉理適は製の (ベハしれ肉も昆、、をす保を他 減トムたを及の虫血くしる存しの	の超点係加きラ一税(2) え価る工ムキ価ののむ。粉のく(他) る格分品豚にロ格 もを岐に肉つグが課
一三一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
七二一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
四二一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
二一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
七一一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
三一一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価

下点係加きラ一税(1)いをかえ物に他辛味もかこの以〇重一くの物理適は製の並に成な肉又(ス)の菌の価値る工ムキ価(1)。問なて品類こられ料料のらに上グ量一肉品をす保を他の並に成な肉又(ス)の菌も格分品豚にロ格わいあをすれぞ、成の限のラが個ず又でしる存しのハブ除たの以岐に肉つグが課なかる加るらの香調るみるもムーの肉は豚た処に又調のらつず肉ムレくも

四二〇一
二・六

コ及一の割こ肩 ンびしれ肉 (ベハたを及 減トムも分び	の超点係加きラ一税(2) え価る工ムキ価ののむ。粉のく(他) る格分品豚にロ格 もを岐に肉つグが課
一三一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
七二一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
四二一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
二一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
七一一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価
三一一 %	差とたて 額の額得じを・に価課額得じを・に価

下点係加き、ラ一税(1)いをかえ物に他辛味もかこの以○重へくの物理適は製の並に成なぎ及は肉又(ス)の蘭
の価る工ムキ価(2)。問なて品類こ料料のらに上グ量一ず肉品をする保を他びる限るもかびくのハブ除た
も格分品豚にロ格わいあをすれそ、(成の限のラが個ず又でしる存しのに成なぎ及は肉又(ス)のハブ除た
の以岐に肉つグが課なかる加るらの香調るみるもム一の肉は豚た処に又調そものらつず肉ムレくも

四二〇一
九・六

他二む合ものその超点係加き、ラ一税(2)
の物のえ価る工ムキ価
もそを(他る格分品豚にロ格
のの含混のもを岐に肉つグが課

一三一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
七二一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
四二一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
一一一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
七一一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
三一一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ

係加き、ラ一税(1)なかる加るらの香調るみるもム一の肉又でしる存しのに(2)のらつず肉ムブ除た(ム
る工ムキ価(2)いをかえ物に他辛味もかこの以○重へくの物理適は製の並に成なぎ及は肉又(ス)のハブ除た
分品豚にロ格(3)間なて品類こ料料の成の限のラが個ず肉品をする保を他びるもかびくのハ、をしんべハ

下
点
の
も
の
格
以

の超点係加き、ラ一税(2)
え価る工ムキ価
る格分品豚にロ格
もを岐に肉つグが課

一三一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
七二一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
四二一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
一一一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
七一一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ
三一一 %	差とたて乗六〇格税とたて乗五一格入準るに工肉きにラロー 額の額得じを・に価課額得じを・に価輸基係品加豚つムグキ

別表第二 農水産物等特惠関税率表（第八条の一
関係）

無税 無税 八% 五% 一% 無税 ○% —% —%

四・九一		四・九二		四・九三		四・九四		四・九五	
		○経皮摂取用のもの				○他のもの			
別表第三 鉱工業產品等に係る特惠関税率の算出 のための係数表（第八条の二関係）									
項目	品目	名	品目	名	品目	名	品目	名	品目
一	関税率定率法別表	(以下この表において「 <u>関税率表</u> 」という。) 第二八二五・八〇八号に掲げる物品のうち	一	関税率表第一九〇六・一一号、第二九一〇八・一四号、第二九一八・一五号の一又八は第二九二二一・四三号の一に掲げる物品	一	関税率表第二九〇〇六・一〇号の二の〇・(二)に掲げる物品のうち	一	関税率表第二九〇〇六・一〇号(二)に掲げる物品	一
二	関税率表第二九〇〇五・四四号に掲げる物品	三酸化アンチモン	二	関税率表第二九〇〇六・一一号、第二九一〇八・一四号、第二九一八・一五号の一又八は第二九二二一・四三号の一に掲げる物品	二	関税率表第二九〇〇六・一〇号の二の〇・(二)に掲げる物品のうち	二	関税率表第二九〇〇六・一〇号(二)に掲げる物品	二
三	関税率表第二九〇〇六・一一号、第二九一〇八・一四号、第二九一八・一五号の一又八は第二九二二一・四三号の一に掲げる物品	ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの	三	関税率表第二九〇〇六・一一号、第二九一〇八・一四号、第二九一八・一五号の一又八は第二九二二一・四三号の一に掲げる物品	三	関税率表第二九〇〇六・一一号、第二九一〇八・一四号、第二九一八・一五号の一又八は第二九二二一・四三号の一に掲げる物品	三	関税率表第二九〇〇六・一一号、第二九一〇八・一四号、第二九一八・一五号の一又八は第二九二二一・四三号の一に掲げる物品	三
四	関税率表第三〇〇〇六・九一号に掲げる物品のうち	ストリップを織つたもの(両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る)	四	関税率表第三〇〇〇六・九一号に掲げる物品のうち	四	関税率表第三〇〇〇六・九一号に掲げる物品のうち	四	関税率表第三〇〇〇六・九一号に掲げる物品のうち	四
五	関税率表第三三〇一・一五号の一の(二)に掲げる物品	○二・一九号に掲げる物品	五	関税率表第三三〇一・一五号の一の(二)に掲げる物品	五	関税率表第三三〇一・一五号の一の(二)に掲げる物品	五	関税率表第三三〇一・一五号の一の(二)に掲げる物品	五
六	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	○二・一九号に掲げる物品	六	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	六	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	六	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	六
七	関税率表第三五・〇五項に掲げる物品		七	関税率表第三五・〇五項に掲げる物品	七	関税率表第三五・〇五項に掲げる物品	七	関税率表第三五・〇五項に掲げる物品	七
八	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品		八	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	八	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	八	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	八
九	関税率表第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九・〇一・一〇号に掲げる物品のうち	(不規則な形のものに限る)、粉(モルデイングパウダーを含む)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	九	関税率表第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九・〇一・一〇号に掲げる物品のうち	九	関税率表第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九・〇一・一〇号に掲げる物品のうち	九	関税率表第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九・〇一・一〇号に掲げる物品のうち	九
四	八〇・	八〇・	四	八〇・	八〇・	四	八〇・	八〇・	四
五	八〇・	八〇・	五	八〇・	八〇・	五	八〇・	八〇・	五
六	八〇・	八〇・	六	八〇・	八〇・	六	八〇・	八〇・	六
七	八〇・	八〇・	七	八〇・	八〇・	七	八〇・	八〇・	七
八	八〇・	八〇・	八	八〇・	八〇・	八	八〇・	八〇・	八
九	八〇・	八〇・	九	八〇・	八〇・	九	八〇・	八〇・	九
四	無税	無税	四	無税	無税	四	無税	無税	四

品目	項目名
関税率別表第五 特別特恵関税例外品目表（第八条の二、第八条の三関係）	二 関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品
（一）第一〇三〇二・四一号	一 関税率別法別表（以下この表において「関税率表」という。）第一〇三〇一・九九号の二の二号、第一〇三〇二・四三号の一、第一〇三〇二・四四号、第一〇三〇二・四五号、第一〇三〇二・四九号の一、第一〇三〇二・五一号、第一〇三〇二・五四号の一、第一〇三〇二・五五号、第一〇三〇二・五九号の一、第一〇三〇二・八九号の一、第一〇三〇二・九九号の二の（一）、第一〇三〇三・五一号、第一〇三〇三・五三号の一、第一〇三〇三・五四号、第一〇三〇三・五五号、第一〇三〇三・五九号の一、第一〇三〇三・六三号、第一〇三〇三・六六号の一、第一〇三〇三・六七号、第一〇三〇三・六九号の一、第一〇三〇三・八九号の一、第一〇三〇三・九一号の二、第一〇三〇三・九九号の二の（一）、第一〇三〇四・四四号の一、第一〇三〇四・四九号の一、第一〇三〇四・五三号の一、第一〇三〇四・五九号の一、第一〇三〇四・七一号、第一〇三〇四・七四号の一、第一〇三〇四・七五号、第一〇三〇四・七九号の一、第一〇三〇四・八六号、第一〇三〇四・八九号の一、第一〇三〇四・九四号、第一〇三〇四・九五号の一、第一〇三〇四・九九号の一、第一〇三〇五・五一号、第一〇三〇五・五九号の二の（一）、第一〇三〇五・六一号から第一〇三〇五・六三号まで、第一〇三〇七・二二号、第一〇三〇七・二二号、第一〇三〇七・二二号の二、第一〇三〇七・七一号の一、第一〇三〇七・七二号の一又は第一〇三〇七・七九号の二の（一）に掲げる物品
（二）第一〇三〇五・三二号又は第一〇三〇五・三三号に掲げる物品のうちたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のウス属のもの）	関税率表第一〇三〇二・九一号の二又は第一〇三〇五・二〇号の三に掲げる物品のうちたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のウス属のもの）
（三）第一〇三〇五・三九号の二に掲げる物品のうちしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、	関税率表第一〇三〇五・三九号の二に掲げる物品のうち

いわし（エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

関税率表第〇三〇五・五四号に掲げる物品のうち

関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる物品のうち

にしん（クルベア・ハレングス及びクリペア・パラスイイ）、いわし（サルディノブス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス・サイラ）

関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる物品のうち

にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノブス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

関税率表第〇三〇五・七二号の二の（二）のB若しくは（三）のB、第〇三〇五・七九号の二の（二）のB若しくは（三）のB又は第〇三〇九・一〇号に掲げる物品のうち

にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

関税率表第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四三号又は第〇三〇七・四九号の二に掲げる物品のうち

もんごういか以外のもの

関税率表第〇三〇七・九一号、第〇三〇七・九二号、第〇三〇七・九九号の二又は第〇三〇九・九〇号の一の（二）若しくは三の（三）に掲げる物品のうち

貝柱

